

「デジタル本人確認」、「デジタルID」についてもっと勉強しよう！！ スマホ全盛時代で、ガラパゴス化したICカードはいらない

リアル(目に見える)空間での取引に加え、目に見えないネット／デジタル空間での取引が急激に増えている。民間取引ばかりではなく、行政のいろんな手続きも、ネットでやるのが一般化している。国税の電子申告も、紙の申告を上回る勢いだ。

リアル空間での取引の際の本人確認 (ID) には、運転免許証、パスポートなどが広く使われてきた。一方で、ネット／デジタル取引の際の本人確認 (ID) には、どういう方式を使うのが問題になる。アマゾンとかさまざまな民間のネット取引には、「ID + パスワード」方式が使われている。また、ネットバンキングには、「ワンタイムパスワード」が使われている。

わが国のマイナ IC カードは、リアル区間 + ネット空間の双方で使う狙いの ID カードだ。デジタル ID / デジタル本人確認には、「公開鍵 (PKI)」方式が使われている。公開鍵 (PKI) を格納するには IC カードが必要ということで、政府は国民全員にマイナ IC カードを持たせようとしている。

ところが、世の中は、モバイル端末 (スマホやタブレット端末) 全盛時代である。スマホにデジタル ID を直接格納すれば、マイナ IC カードは要らない。あえていえば、スマホを持っていない人だけにマイナ IC カードを配ることで

いいわけだ。頭の切り替えがいる。政府は、民間のネット取引の本人確認にも公開鍵 (PKI) の格納されたマイナ IC カードを使わせようと画策している。しかし、余計なお世話である。

事実、欧米諸国では、マイナ IC カードのようなものを国民全員に配る政策は止めている。国がデジタル ID を交付するやり方採っている、スマホに直接格納する政策採っている (詳しくは CNN ニュース 113 号参照)。にもかかわらず、わが国では、「新型」のマイナ IC カードを配る計画をしている。デジタル政府を目指しているのではないか？この政策自体、ガラパゴス化している。血税の無駄遣いそのものだ。

もはや、物理的な IC カードに頼らないデジタル ID [モバイル ID アプリ] を選択するのが世界の常識である。ID / 身分証明書は、IC カードではなく、スマホに直接格納する時代なのだ。もちろん、その場合でも、PKI (公開鍵) 仕様がベストであるはずがない。それなのに、ろくに国民的な議論もせず、PKI (公開鍵) を格納した新型のマイナ IC カードを配る政策は、まさに「愚策」だ。血税の無駄遣いだ。

マスメディアは、ガラパゴス化した知見でマイナカードパンデミックを問い、庶民に政府の誤りを説くだけでは困る。もっとデジタル ID、デジタル本人確認はどうするのかの知見も豊かにして、公衆に発信して欲しい。市民団体も、この面での知見を豊かにして欲しい。でないと、議論自体がゾンビ化してしまう。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～ガラパゴス化したマイナ IC カードはいらない
- ・ 生成 AI 規制も盛り込んだ EU の AI 法案を読む
- ・ マイナ反対市民が匿名参加できる場づくり
- ・ わが国インボイス制度のカラクリ
- ・ デジタル空間での罪刑法定主義、人権②

2023年7月23日
PIJ 代表 石村 耕治

石村 PIJ 代表に聞く

EU の AI 法案：2023 年 6 月 14 日、 EU 議会、生成 AI 規制を追加した修正 AI 法案を採択 わが国で「AI 権利憲章法」を成立させよう！！

話し手 石村 耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)

聞き手 辻村 祥造 (PIJ 副代表・税理士)

人工知能 (AI) への注目度が一段と高まっている。そのきっかけは、2022 年 11 月末にアメリカ OpenAI / マイクロソフト社が開発した対話型生成 AI 「Chat (チャット) GPT」ではないか。

AI に対する法規制で世界の先駆けは欧州連合 (EU) だ。EU は、2021 年 4 月に、欧州委員会は、世界ではじめて AI (人工知能) 法案 (artificial intelligence Act) を提案した。しかし、この規制案では、対話型生成 AI の規制についてはふれていなかった。そこで、生成 AI の台頭を受けて、見直しを急いだ。23 年 6 月 14 日、欧州議会は、AI 法案に「Chat (チャット) GPT」のような対話型生成 AI の規制を盛り込む修正案を可決した。

この修正の影響は大きい。例えば、文章や画像、音声などのコンテンツが AI でつくられたとする。この場合にはそのことを明示するように求める。また、AI が著作権で保護されたデータを取り込んでいるとする。この場合には、その公表を求める。これによって、出版社やコンテンツ制作者はチャット GPT などの生成 AI が素材として自らの作品を使用した場合、利益の分配を求める手段が与えられることになる。

この AI 法案は人間中心で信頼できる AI の利用を促進することが目的である。EU 議会のメツォラ議長は会見で「テクノロジーはわれわれの基本的な権利や民主主義の価値観に沿う形で発展していかなくてはならない」と強調した。

こうした規制目的を達成するために、リアルタイムで顔パスのような生体認証・遠隔監視カメラ・AI で個人を追跡するシステムは禁止される。また、個人の信用度を数値化する信用スコアも禁止だ。これは、欧州が、中国のようなデジタル権威主義国家になるのを防ぐためだ。また、生成 AI を提供する IT 企業に透明性を確保するように求め、規制を強化する。違反した企業には、最大 4000 万ユーロ (日本円で 60 億円程度) か、法人の場合は年間売上高の 7%、いずれかの高い方の罰金が課される。EU では今後、EU 議会と 27 加盟国が協議を重ねて規制法の最終案を作成し、年内の合意を目指す。

石村耕治 PIJ 代表に、辻村祥造 PIJ 副代表が EU の AI 法案について聞いた。

(CNNニュース編集部)

■ EU の AI 規制法案とは

(辻村) 23 年 6 月 14 日に、欧州連合 (EU) は、2021 年 AI 法 (artificial intelligence Act) [COM_COM (2021) 0206_EN.pdf (europa.eu)] に対する修正案を採択しました。「Chat (チャット) GPT」のような対話型生成 AI を適正に規制することが狙いのようです。この法案は、私たち日本人にはなじみ薄いわけです。この法案

のキーポイントをあげてください。

(石村) わかりやすくまとめると、次頁 (【表 1】) の 3 つのキーポイントがあります。

◆リスク度に応じた規制の仕組み

(辻村) 西側民主主義国家の価値観に基づき、「AI が人間をコントロールするのではなく、人間が AI をコントロールする」というスタンスですね。そ

【表 1】 EU の AI 規制法案の 3 つのキープポイント

- ① EU の AI 法は、世界初の包括的な AI 産業を規制する法律である。
- ② EU の AI 法は、「Chat (チャット) GPT」のような対話型生成 AI に対して、商業目的に供される前に一定の審査を受けるように義務づける。また、リアルタイムの遠隔操作・AI 仕様の顔パス監視カメラを禁止する。
- ③ EU の AI 法は、EU に対して、雇用、健康、安全、基本的な人権、民主主義や法の支配などへの危険性を防ぎ、AI 技術を適正に運用するためのグローバルな規制機関の役割を求める。

して、AI 規制にあたり、アメリカではなく、EU が、フロントランナーになるということですね。それでは、EU の AI 法案は、どのような仕組みになっているのか教えてください。

(石村) EU の AI 法案では、AI を 4 段階のリスクに分類しています。大まかにいうと、次のとおりです。

【表 2】 リスク度に基づく AI の分類

① 禁止になる AI 利用禁止
② ハイリスクの AI 利用許可：条件／事前適合性評価
③ 限定的なリスクの AI 利用許可：条件／情報開示・透明性確保
④ 極小リスクの AI 利用制限なし

◆ 「禁止になる AI」 利用とは

(辻村) 「禁止になる AI」 利用 (Prohibited AI Practices) について教えてください。

(石村) ① 禁止になる AI 利用には、4 つの類型があります (法 5 条以下)。

- 【表 3】 禁止になる AI 利用の類型**
- ① サブリミナル技法
 - ② 脆弱性の利用
 - ③ 信用スコア
 - ④ リアルタイム遠隔生体識別

◆ 禁止になる 「サブリミナル技法」 とは

(辻村) 禁止になる 「サブリミナル技法」 の AI (法 5 条 1 項 a 号) について教えてください。

(石村) ① 「サブリミナル」とは、TV などの画面

に、普通の人では気付かない瞬間的に映し出されたメッセージで意識、行動、食欲などが左右され、状況によってはマインドコントロールされる効果が出る技法です。アメリカではコーラ飲料の PR や選挙キャンペーンでの政敵攻撃などで使われてきたと報道されています。わが国では、1995 年 5 月 7 日、14 日放送の『報道特集』(TBS) で、オウム事件の松本智津夫被告、上祐史浩のアップなど 16 カットが一瞬だけ挿入されたことが問われました。これが、はっきりとサブリミナル効果を狙った日本初のケースだったようです。これを受けて、わが国では、1995 年 9 月 26 日に NHK が、1999 年には日本民間放送連盟が、それぞれの番組放送基準でサブリミナル技法の利用を禁止しました。



(public use)

アメリカでは、1974 年に禁止されています。また、トラック運転者に長時間労働を強いるために非可聴域

の音を聞かせたりする AI 利用も禁止されます。

◆ 禁止になる 「脆弱性の利用」 とは

(辻村) 禁止になる 「脆弱性の利用」 について教えてください (法 5 条 1 項 b 号)。

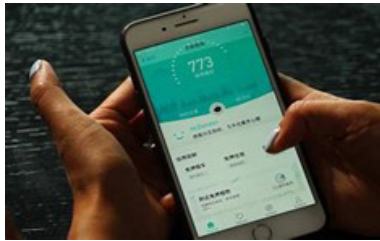
(石村) ② 「脆弱性」 の利用とは、子ども用のスマートウォッチのケースが指摘されています。この種のスマートウォッチでは、音声とテキストの両方のかたちでメッセージを送受信でき、保護者がスマートフォンのアプリから子どもの居場所を探知できるよう設計されています。しかし、この機能がハッカーに悪用される可能性があるようです。狙った子どもの居場所を、スマートウォッチに内蔵した GPS を利用して特定できるからです。子どもをターゲットに、AI の音声で話しかけて誘導し、子どもを誘拐する、あるいはケガさせるようなケースが起こりかねません。スマートウォッチを使い、子どもだけでなく、高齢者や障害者などをターゲットに、その 「脆弱性」 に付け込んだ利用は禁止されます。

◆ 禁止になる 「信用スコア」 とは

(辻村) 禁止になる 「信用スコア」 について教えて

ください（法5条1項c号）。とくに、EUのAI法案が禁止するのは「公的機関でのソーシャルスコアリング（social scoring by government）」です。民間機関が使うのはOKということでしょうか？

(石村) ③「信用スコア（social credit system）」とは、中国で採用されていることで有名です。中国は、AIや生体認証などの技術を駆使し、デジタル権威主義国家づくりを目指しています。中国では、度々電気料金や水道料金の支払が遅れる人は、社会的信用スコアが下げる仕組みになっています。こうしたAIを使った「信用スコア」システムは政府が管理しています。中国では、国中の「社会信頼度（social trustworthiness）」ある個人・法人・政府機関をAIで選別監視し、データベース化し、権威主義国家システムを構築しているわけです。



(public use)

EUのAI法案では、西側民主主義国家の価値観をベースに、国や州・地方政府やその息のかかった機関がAIを使い国民の「信用スコア」をシステム管理・監視することを禁止するわけです。

(辻村) 民間の信販会社などは、AI管理された信用情報システムを構築し、カード利用者のブラック情報やホワイト情報を管理しています。ローンなどの際には、それぞれの信用情報を利用して金利差を設けたりしています。EUのAI法案では、これは許されるのでしょうか？

(石村) EUのAI法案で禁止する「信用スコア」システムは、あくまでも、広範な市民をターゲットとした政府、公的機関によるものです。あとでふれますが、②ハイリスクのAI類型にあてはまるケースもあると思います。西側民主主義国家の価値観に基づくAI規制です。民間の信販会社での特定の顧客を対象としたAI信用管理システムについては、規制はかかるが、禁止の対象外になると思います。

◆禁止になる「リアルタイム遠隔生体識別」とは

(辻村) 禁止になる「リアルタイム遠隔生体識別」について教えてください（法5条1項d号）。

(石村) EUのAI法案で禁止する③「リアルタイム遠隔生体識別」とは、公共空間での法執行目的での監視カメラ／防犯カメラを通じて、リアルタイムで顔認証（顔パス）技術を使って個人を識別・特定し、犯罪の捜査に活用するAIシステム（the use of ‘real-time’ remote biometric identification systems in publicly accessible spaces for the purpose of law enforcement）です（法5条2項）。



(public use)

例えば、テロリスト特定のために、監視カメラで撮像したすべての顔をリアルタイムでデータベースと照合することは禁止

されます。

(辻村) 2024年のパリオリンピックで、フランスでは、AIによる大規模な顔パス監視化カメラを導入する法案が、23年1月の国民議会上院の通過後、3月23日に国民議会下院も通過しています。これはどうなるのでしょうか？

(石村) EUは、AI法案の成立は、2024～5年頃を想定しています。ですから、法案が成立していない現時点では、「EUのAI法制定の趣旨に反する」と言えることかと思えます。このフランスの法律は、オリンピック期間中の安全と治安維持を狙いとしたAI監視カメラシステムの導入だと説明されています。しかし、フランスのみならず、欧州の多くの人権団体は、公共の場でのあらゆる市民の行動が監視され、人権侵害の常習化が懸念されると厳しく批判しています。オリンピック開催期間中も、国際人権法が適用になります。この法律の適用面からも問題だとしています。

(辻村) 東京オリンピックでも、AIを使った大規模な顔パス監視カメラ導入が問われましたが。

(石村) 巨額の血税を濫費したオリンピックは、コロナ禍で散々な結果に終わりました。次々と出てくる疑惑の温床の東京オリンピックで、導入された大規模な顔パス監視カメラ網はまったく役立たずでした。にもかかわらず、血税の使い途、大規模な顔パス監視カメラ網設置の費用対効果などの検証をまったくしないわけです。税金の使い途を検証しないで、増税論議をする、「ザルに水」は当り前の税財政運営には、庶民感覚を欠いており、腹が立ちます。

(辻村) EU の AI 法案が成立すれば、AI を使った大規模な顔パス監視カメラ導入に、本当にストップがかかるのでしょうか？

(石村) 現時点で、EU 加盟国で、顔パス認証 AI 監視カメラシステムを導入していないのは、ベルギーとルクセンブルクだけです。とはいっても、欧州委員会は、AI 法が成立すれば、すべての EU 加盟国の公共の場での顔パス認証 AI 監視カメラシステムを禁止します。そして、規制に従わない加盟国を処罰する意向です。大きな軋轢が生じる可能性があります。

◆「ハイリスクの AI」とは

(辻村) 次に、「ハイリスクの AI」(法 6 条以下)について教えてください。

(石村) ②「ハイリスク (high risk) の AI」システムにあたるものは、いくつかに分けられます。1 つは、①規制対象製品の安全要素 (法附表 2) 面から規制を受ける AI です。具体的には、産業機械や医療器具などで、第三者の認証が必要になります。

そして、もう 1 つは②特定分野の AI システムです (法附表 3) です。例えば、企業の採用や学校の入試のような、個人の評価が伴う AI があげられます。企業によっては、常時採用情報をネットに流し、公募者の履歴書データをストックし、AI が評価するケースが見られます。個人情報の収集だけではなく、プロファイリングその他さまざまな目的外利用などが危惧されています。それから、面接時の録音・録画データを、一定のアルゴリズムが挿入された AI で解析し、合否を判定することも考えられます。こうした技法は、「ハイリスク」例にあてはまる場合があります。

入試時に応募者が書いた小論文を AI が評価するシステムも、「ハイリスク」例にあてはまる場合があります。「Chat (チャット) GPT」のような対話型生成 AI の出現により、生成 AI で作成された小論文を、別の AI システムで評価するような問題も浮上するのではないのでしょうか？現時点では、論点整理や規制方法は定かではありません。

他にも、規制の対象となる②特定分野の AI システムがあります。重要インフラの管理や運用、法執行システム、移住・亡命・国境管理システムなどです。

いずれにしろ、AI 法案によると、「ハイリスク」と評価された AI システムは、リスク管理システムの構築 (法 9 条)、データガバナンス (法 10 条)、技術仕様の文書化 (法 11 条)、10 年間の記録保

存 (法 12 条 / 50 条)、透明性やユーザー情報の提供 (法 13 条)、人間による監視 (法 14 条)、正確性・構造安定性・サイバーセキュリティの確保 (法 15 条) などが義務化されます。

それから、EU の AI 法案では、この種の AI システムの「運用」面からは、「AI 提供者が負う義務」(法 16 条以下)に加え、「AI 利用者が負う義務」(法 29 条以下)が詳細に規定されています。

政府規制大好きな EU です。実際に、法適用の仕方もかなり複雑で、IT 事業者、ユーザーなどのコンプライアンス負担は大変です。なお、小規模な事業者やユーザーには、コンプライアンス特例があります (法 55 条)。

◆規制機関の仕組み

(辻村) 確かに「禁止になる AI 利用」の行政規制の実施も重い課題です。しかし、何と言っても AI 法の核となるのは、「ハイリスク AI」の法的コントロールではないのでしょうか。ハイリスク AI システムに対する法規制は、EU の各加盟国が実施するのでしょうか？

(石村) 第一線での規制、つまり AI システムの法適合性審査、各種届出事務を担当するのは、各加盟国の権限ある当局 (national competent authorities) です。権限ある当局といているのは、EU 加盟各国の AI 法の執行機関 (規制当局) の名称が必ずしも同じではないからです。

AI システムの認証なども、各加盟国の AI 法の執行機関 (規制当局) が行うことになります (法 30 条以下)。

これは、どの種類の AI システムについても同じです。ただ、AI 規制にかかるデータベースは、EU が一元的なものを構築します (法 51 条)。

◆「限定的なリスクの AI」とは

(辻村) それから、「限定的なリスクの AI」について教えてください (法 52 条)。

(石村) ③「限定的なリスク (limited risk) の AI」システムとは、通称です。AI 法案では、「透明性義務を負う一定の AI システム (Transparency obligations for certain AI systems)」とっています。この類型にあてはまるケースとしては、「チャットボット (会話ロボット)」があげられます。AI 法案では、チャットボットについては、ユーザーに対して、デジタ

プラットフォームが「あなたは AI とチャット（会話）していること」を必ず知らせないといけなくなります。

それから「デープフェイク (deepfake)」も、「限定的なリスクの AI」にあてはまります。「デープフェイク」とは、AI で、機械学習の手法の一つであるディープラーニング（深層学習）技術を利用し、複数の動画や画像のなかの人の顔などの一部を入れ替える技術です。俳優や著名人、政治家などの顔を他の動画と合成することが頻繁に行われています。AI 法案では、デープフェイクについては、「人工的に生成されたフェイクである」との警告ラベルを貼らないといけなくなります。

（辻村） この「限定的なリスクの AI」システムについては、これを作成・販売する IT 企業に「透明性」を確保するように義務を課すわけですね。

（石村） そうです。例えば、人間と AI システムとが相互に作用していることがはっきりとしないします。この場合は、人（ユーザー）に通知する必要があります（法 52 条 1 項）。感情認識あるいは生体認証システムが適用されている場合も、人に通知する義務があります（法 52 条 2 項）。デープフェイクは、基本的な人権や公益をむしばまない限度で利用することは法認されますが、警告ラベルを付ける必要があります（法 52 条 3 項）。

◆「極小リスクの AI」とは

（辻村） それから、「極小なリスクの AI」について教えてください。

（石村） ④「極小リスク (minimal risk)」ないしは「リスクなし」の AI システムについては、利用制限はありません。ただ、欧州委員会等は、自主規制をするように奨励しています。実施方法としては、行動指針 (Code of Conduct) を作成するように推奨しています（法 69 条）。

◆ EU 全体の AI 規制政策はどこが決めるのか

（辻村） EU 全体で統一的な AI システム規制政策を決定する機関は置かれているのでしょうか？

（石村） 欧州 AI ボード (Board=European Artificial Intelligence Board) が置かれます（法 56 条）。ボードは、欧州委員会 (Commission) の統括のもと、各加盟国の AI 規制当局者や欧州データ保護監督官 (European Data Protection Supervisor) などで構成されます。

◆ EU の思惑とアメリカの巨大 IT 企業

（辻村） EU の AI 法案は、アメリカの巨大 IT 企業の EU での活動を法規制しようとする EU の思惑も見え隠れしているのではないのでしょうか？

（石村） 確かに、この法案が成立すれば、チャットジプティのような新しい AI プロダクトを開発する Google、Meta、Microsoft + OpenAI などのアメリカ巨大 IT 企業 (IT Giants) に大きな影響を与える可能性があります。チャットジプティのような対話型の生成 AI を提供する企業に、透明性の担保を求めることになります。加えて、画像などに AI が作ったものだと明示させ、AI が著作権で保護されたデータを取り込んだ場合に公表を求めることとなります。もちろん、この法的規制は、アメリカ製の対話式生成 AI だけでなく、EU や日本の IT 企業などが開発したものにも等しく適用になります。



(public use)

ちなみに、EU は、アメリカの巨大 IT 企業と対話を開始しています。それに、現時点では定かではないものの、今後 EU は細かな適用基準などを詰めていくと思います。

◆わが国の監視国家化政策への影響は？

（辻村） わが国では、国土交通省は、23 年 6 月 15 日に、都市在来線や新幹線全線の高感度の AI を使った監視カメラの設置を義務づけることを決めたと報道されています。わが国では、監視カメラはイケイケドンドンです。ところが、EU の AI 法案では、全面禁止の方向です。このアンビバレント (相反現象) は、どのようにとらえたらよいのでしょうか？

（石村） わが国の監視カメラ収容所列島化は再検討が必要です。国交省の決定は、鉄道車両内で乗客が襲われる事件が相次いでいることが背景にあります。一方で、費用対効果や人権保護の価値をどう考えるかも重い課題です。これはマイナ保険証、顔認証 (顔パス) 式保険資格確認システムも、「保証の程度」を考えない過剰な監視システムの典型です。病院や薬局へ行くだけでも、顔認証を求めるなど、EU 基準などからすれば異常な

わけです。あきらかに必要性を越える個人データの過剰な開示要求です。こうした AI 監視に伴う人権侵害意識を、政府当局者や IT 企業に持ってもらうには、EU の AI 法案はよき手本になります。監視カメラ収容所列島化政策に違和感のない政治家や役人のデプログラミング（脱洗脳）には、EU の AI 法案がヒントになるのではないかと、思います。

■ EU から離脱したイギリスの AI 規制の現状

(辻村) EU から離脱したイギリスの AI 規制の実情はどうなのでしょう？

(石村) イギリス政府は、AI 産業の育成に力を入れています。イギリスには、世界中から AI スタートアップ企業が進出しています。しかし、AI が急速に発展するなか、個人のプライバシーや人権、安全に対する潜在的なリスクも指摘されるようになってきました。イギリス政府は、現行の法制度が AI 産業の急速な展開に追いついていないため、規制当局による適切な規制が必要であると判断しました。

イギリス政府は AI 用に単一の包括的な規制機関を設けるのではなく、安全衛生局や平等人権委員会、競争・市場庁のような既存の規制当局にそれぞれ権限を与え、より柔軟なアプローチを採用することにしました。

2023 年 3 月 29 日に、イギリス政府は、AI（人工知能）産業向けの「政策報告書：イノベーション優先の AI 規制方針（Policy Paper: A pro-innovation approach to AI regulation）」を発表しました [A pro-innovation approach to AI regulation - GOV.UK (www.gov.uk)]。

このなかで、AI システムが守るべき次（【表 4】）のような 5 つの原則を明らかにしました（27～32 頁参照）。

イギリス政府はこの政策報告書を議会に提出しました。

イギリス政府は、5 原則公表から 12 か月以内に、各規制当局が実践的なガイダンスやリスク評価テンプレートなどを作成し、公表するとしています。また、新たに法律の制定も視野に入れています。この場合、EU の AI 法との整合性も視野に入れて、調整に臨む方針です。

【表 4】イギリスの政策報告書に盛り込まれた AI システムが守るべき 5 原則【要旨】

<p>①安全性、危機管理と構造安定性 (Safety, security and robustness)</p>
<p>AI システムは、リスクが継続的に確認・査定・管理され、AI の存続中を通じて安全性、危機管理や構造安定性を維持したうえで機能するものでなければならない。</p>
<p>②適正な透明性と説明可能性 (Appropriate transparency and explainability)</p>
<p>AI システムは、適正な透明性と説明可能性を有するものでなければならない。</p>
<p>③公正性 (Fairness)</p>
<p>AI の存続中を通じて、AI システムは、個人または団体の法的権利を侵害してはならないし、個人を不公正に差別してはならないし、不公正な市場の形成に加担することがあってはならない。</p>
<p>④説明責任とガバナンス (Accountability and governance)</p>
<p>AI の存続中を通じて、AI の利用や提供について適切な監視と明確な説明責任を確保するためのガバナンスを確立するものとする。</p>
<p>⑤係争と救済 (Contestability and redress)</p>
<p>AI の存続中を通じて、ユーザーや第三者が、その AI があみ出す有害または実質的に有害な危険性を伴う決定や結果について争うことができるようにするものとする。規制当局は、係争と救済の手段を明確にし、かつ AI 利用の結果を確認するための十分な措置を講ずるように努めるものとする。</p>

■ アメリカの AI 規制の現状

(辻村) チャットジプティ (ChatGPT) のような対話型生成 AI、の母国はアメリカです。アメリカの AI 規制の実情はどうなのでしょう？

(石村) アメリカでも対話型生成 AI については、教育、雇用、著作権など様々な観点から各界で議論的的になっています。チャットジプティ (ChatGPT) の開発者ですら、AI システムを野放しにするのは危険だといっています。

バイデン政権は、2021 年 10 月に、「AI 権利章典草案 (Blueprint for an AI Bill of Rights)」を公表しました。この草案は、ホワイトハウス (大統領府) 内に置かれている科学技術政策局 (OSTP= Office of Science and Technology Policy) が、マイクロソフトなどの巨大 IT 企業

に加え、人権団体、市民から募った意見を集約したうえで作成したものです。

AI が一般のユーザーに供される前にプライバシーその他人権保護の基準を満たすように求めることが狙いです。既存の法令や規則を修正したりするものではなく、法的拘束力もありません。



● AI 権利章典草案表紙 (public use)

AI 権利章典草案が適用対象とするのは、アメリカ市民の権利、機会、または重要な資源やサービスへの

アクセスに重大な影響を及ぼす AI システムです。EU の AI 法案でいう「ハイリスク AI システム」に相当します。草案では、次の「5つの原則」をあげています。

【表 5】 AI 権利章典草案に盛り込まれた 5 つの原則

①安全で効果的なシステム (Safe and Effective Systems)
あなたは、安全でないシステムまたは効果のないシステムから保護されるべきです。
②アルゴリズム由来の差別からの保護 (Algorithmic Discrimination Protections)
あなたは、アルゴリズム由来の差別を受けるべきではなく、システムは公平な機会を提供する方法で利用され、かつ、設計されるべきです。
③データプライバシー (Data Privacy)
あなたは、組み込まれた保護機能を通じて不正なデータから保護されるべきであり、かつ、自己のデータがどのように利用されるのかを知る権限を有するべきです。
④ユーザーへの通知と説明 (Notice and Explanation)
あなたは、自動化システムが利用されていることを知り、かつ、それが自己の影響を及ぼす結果を、どのようにして、また、なぜ寄与するのかを理解すべきです。
⑤人による代替手段、配慮、フォールバック (Human Alternatives, Consideration, and Fallback)
あなたは、必要に応じて、適時に自動化システムの利用をオプトアウトすることができ、かつ、あなたが遭遇した問題を迅速に点検し解決できる者に連絡できる機会を持つべきです。

このホワイトハウスが公表したこの AI 権利章典草案は、主に連邦政府機関を適用対象とするものです。政府機関による AI 技術の取得・導入の際の指針にしようというものです。AI 権利章典草案は法的拘束力がなく、巨大 IT 企業のアルゴリズム (情報処理基準) 規制には何の法的拘束力もありません。それでも、アメリカにおける AI 規制の「最初の一步」としては価値があります。

ホワイトハウスが出したこの AI 権利章典草案のほか、IT 企業、各種研究機関や NPO、大学、さらには教会までもが「AI のあり方」について、さまざまな報告書や指針を作成・公表してきています。

このホワイトハウスがつくった AI 権利章典草案は、アメリカの支配的な見解としての重みはありません。ただ、法的拘束力はありません。EU (欧州連合) が準備している法的拘束力を有する AI 法案とは対照的です。



● ホワイトハウスでの AI 憲章発表会見 (public use)

■わが国で「AI 権利憲章法」を成立させよう！！

(辻村) AI が、生活のさまざまな領域で本格的に活用されつつあります。とりわけ、チャットジプティ (ChatGPT) のような「対話型生成 AI」の出現で、わが国も、「対岸の火事」と見て座して傍観していられなくなってきましたか？

(石村) AI (人工知能) については、従来は AI 兵器や産業用 AI ロボットなどが話題の中心でした。ところが、対話型生成 AI の出現で、「AI」が一気に身近な話題になりました。対話型生成 AI 業界では、OpenAI + マイクロソフト陣営の「Bing」が先行しました。しかし、検索エンジン No.1 のグーグルも「Bard」と呼ばれる対話型生成 AI を世に出しました。わが国の IT 企業も国産の対話型生成 AI の開発に乗り出しました。

◆専門職業界と AI の台頭をどう考えるべきか

(辻村) そのうち、税理士などの専門職の「相談業務」も AI 解析に大きく移行することも想定されますね。

(石村) そうですね。そのうち、「理由附記のできる税務相談 AI」が闊歩する時代がくるでしょう。税理士は IT の専門技術者として生きることになるかもしれませんね。

課税庁が、電子申告 (e-tax) で提出された納税者データを、自動税務調査対象選定 AI システムにかけるとします。この場合、課税庁の AI システムに挿入するアルゴリズム (情報処理基準) の清廉性が問われてきます。例えば、AI システムに、「疑わしきは課税庁の利益に」のアルゴリズムと挿入する場合と、「疑わしきは納税者の利益に」のアルゴリズムを挿入する場合とでは、納税者の権利利益保護に大きな影響が及ぶ機械チェック結果が出てきます。

(辻村) 税理士界は、エイジング／高齢化問題が顕著です。デジタルマインドが欠けた専門職集団と化しています。しかし、新たな「デジタルネイティブ」が税理士界の中核になるころには、手が付けられない程、デジタルファースト・AI 中心の税界になっているかも知れませんね。

(石村) 確かに、コロナ禍でデジタル化は急激に進みました。しかし、税理士の多くは、リアルの世界へ「逆走、しよう」と必死です。「理由附記のできる税務相談 AI」は、税理士や弁護士などの専門職界の「破壊的創造、につながるかも知れませんね。

憲法 25 条の生存権規定は、すべての国民に「文化的な生活」を保障しています。ですから、「デジタルデバインド (情報技術格差)」で、デジタル化について行けない納税者や税理士にアナログで対応できる手続を保障してやらないといけない、と解することもできます。でも、激流化したデジタル化、AI の積極利用の大波に逆らうのは至難です。むしろ、時代は、税理士界は「AI 納税者権利憲章」を模索する時代に入っているのかも知れませんね。

◆ 「AI 納税者権利憲章」の可能性は？

(辻村) 「AI 納税者権利憲章」をつくるのはよしとしても、問題はその「中身」ですね。

(石村) 「AI は要らない」では、話になりません。AI の利用を是としたうえで、①課税庁が個人・法人納税者を、AI で選別監視する、「スコアリング (social soring)」するデータベースを禁止する。②課税庁が使っている税務調査対象者選別 AI システムに挿入されているアルゴリズム (情報処理手順) の清廉性を確保する。③アルゴリズム

(情報処理手順) の公表・チェック手続への納税者参加などです。課税庁が採用する AI システムの透明化・公表、チャットボット利用の警告表示、多言語 AI 税務サービスの清廉性など多岐にわたります。AI 納税者権利憲章づくりは、アナログ中心思考をデジタル中心思考に大きく切り替えないと難しいわけです。

(辻村) ということは、今の税理士会のデジタルレベルでは、AI 納税者権利憲章づくりは至難かも知れませんね。

(石村) だからと言って、役所に依存する癖を丸出しすると、それこそ「AI 納税者権利反故憲章」ができてしまうわけです。納税者権利憲章をつくる会／TC フォーラムのような団体があります。私が共同代表を務めています。誤解を恐れずにいえば、この団体は、どちらかというところ、デジタルについて行けない納税者や税務専門職などのアナログ／リアルの権利を護ろうとする組織です。ですから、急激に IT 化／デジタル化する社会で、デジタルデバインド (情報技術格差) を権利として保護しようという考え方で運営されています。TC フォーラムに、AI の利活用の積極化を前提に、「AI 納税者権利憲章」づくりを期待するのは難しい気がします。

これまで、大学など教育機関では、コピー・盗作などを問題にしてきました。しかし、いまや「チャットジプティ」対策が重い課題になってきています。時代の大きな変化を感じます。

ですから、デジタルネイティブが中心の社会に移行した暁には、TC フォーラムのような団体が、「AI 納税者権利憲章」づくりに向かう可能性はあるかも知れません。

◆ 「AI 権利憲章法」の制定を急ごう！！

(辻村) ともかく AI がますます身近な存在になってきています。EU では 2021 年の AI 法案採択に次いで、2023 年 6 月には対話型生成 AI を適正に規制する狙いの修正法案が採択されました。わが国も待ったなしになってきましたね。

(石村) わが国も、AI システムの法規制など時期尚早、包括的・横断的な法規制は要らない、では済まされない状況になってきかことは確かです。

わが国は 2016 年の G7 情報通信大臣会合において AI 開発原則のたたき台を紹介するなど、関連する議論はしてきています。岸田政権は、自由放任の姿勢のように見えます。現在、総務省「AI

ネットワーク社会推進会議」や経済産業省「AI社会実装アーキテクチャー検討会」など、様々な会議体で検討を進めています。

(辻村) しかし、こうした「役所主導」の検討会合では、アメリカのホワイトが公表したような「AI権利章典草案」のような国民ファーストの政策指針は出てこないように思いますが？

(石村) その辺が重い課題です。わが国では、憲法学者とか、学術研究者の多くが国の役人に取り込まれてしまっています。「役所御用達の刻印」をもらい、それで偉くなったと勘違いしている研究者や識者が多すぎます。日本学術会議然りで、わが国では議論の場を提供するまともな学会力がないことも一因でしょう。マスコミも、こうした政府村度組を徴用して、放送法で国から必要以上に圧力がかからないように自己保身をはかっています。

ただ、これでは、アメリカのホワイトが公表したような「AI権利章典草案」のネーミングの報告書など出てくる可能性はほとんどないわけです。この国では、役人に囲われてしまった憲法学者は、人権を語るのを躊躇するわけですから、始

末が悪いのです。

(辻村) アメリカでは納税者権利章典法のようなネーミングの税制改正法が議会を通過します。ところが、わが国ではそんなネーミングの税制改正法が出てくると、役人と国会議員が結託して潰すのですからね。

(石村) 国税通則法に納税者権利憲章規定を挿入しようという提案が潰されたのは最たるケースでしたね。「納税者の権利はない。納税者には義務があるだけだ!」。こんな乱暴な声をあげる国の役人やこれら役人連中とつるんだ税界は、こんなトーンに反論もしないわけです。

一方で、税理士法改悪法案、入管法改悪法案、マイナ改悪法案のような民主主義国家の価値観を損ねる法律が次々と通るわけです。人権保護体制の「実質」、は、中国やミャンマーなどとあまり変わらないのが実情です。

やはり、役所主導の「AI法」ではなく、民間主導で「AI権利憲章法」あるいは「AI権利基本法」をつくらないといけません。「民」が先行する形で法案をまとめあげ、議員立法で成立を狙うのも一案です。

マイナに反対する市民が、匿名投票で「ノー」といえる「場」づくりを急ごう!!

PIJ運営委員会

どんな市民運動でも、始めた以上は、一定の社会的責任がともなう。中途半端でポシャることがあってはならない。フロンランナーの場合は格別だ。殻に閉じこもり、衰退に向けて走り出してはいけない。サステナブル(持続可能)な運動が求められる。

運動を「持続可能」にするには、ふつうのステルス市民に強いリーダーシップが感じられる組織、普段着で参加できる「場」の構築が急がれる。

いまだ、少なくとも、国民(4分の1程度)はマイナカードの取得には懐疑的だ。それ以上かも知れない。この人たちを仲間にせずに放置してはならない。

◆無謀な指揮でインパール並みの犠牲

岸田政権が衆院解散を見送った理由の1つは「マイナトラブル」が原因だ。多くの国民は、マイナトラブルにうんざりしている。自治体も同じだろう。

現場知らずで、インパール並みの無謀、強引なマイナカードパンデミックの拡散策で、犠牲者の数はうなぎ登りだ。にもかかわらず、トラブルを引き起こした張本人は「悪いのは現場」と強弁し、責任をとろうともしない。この無責任な御仁は、「何が何でもやる!」の有害な精神論を吹聴し、相変わらずバランスボールに乗り続けている。

◆マイナカードで兆円単位の血税の垂流し

機能不全のマイナカードには兆円単位の血税が浪費されている。マイナポイントのような愚策は止めないといけない。だが、血税の浪費問題で、肝心の野党のスタンスがよくわからない。

この問題で、立憲も今一つである。国民民主はマイナを導入した張本人の残党組だ。維新にいたっては、デジタル権威主義国家構築を目指すマイナ万歳組だ。共産などは反対でしっかりと頑張っているが、政治的には今一つ力不足を感じる。

野党には、血税の乱費、マイナトラブルの現実を直視し、マイナ問題にもっと真摯に取り組んでもらいたい。マイナポイントに使うカネがあるのなら、子育て支援などに回した方が益しだろうに。こんな浪費を続けていて、増税の話が出てくるのは解せない。なぜ、庶民はいかなる増税にも反対するのか？その理由は明確だ。増税しても、浪費に回るのが透けて見えてくるからである。

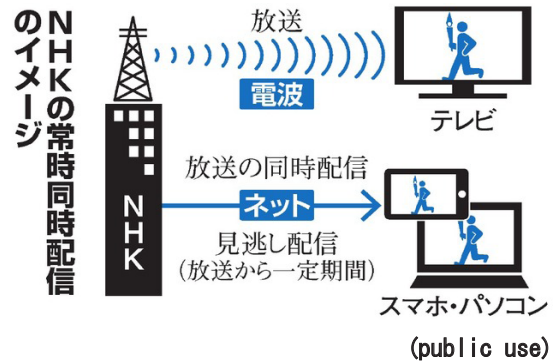
◆目立つ役所付度 TV 報道

マイナカード、マイナ保険証をめぐる事故が続いている。マスコミも、事故が多すぎ、不安！と騒ぎ出した。保団連の活躍が目立つ。TVのモーニングショーなども盛んに報道している。だが、大衆迎合的な線香花火の企画がほとんどだ。しかも、コメンテーターとして登場する識者？は、役所付度組ばかり。どこか発言の歯切れが悪い。登場する弁護士も多くは、「私は、マイナカードは持ってますが・・・」と前置きして、コメントを始める。実際は、そんな弁護士ばかりではないはずだ。

原因は、放送法で役所の締め付けが強いからだろう。TV局の自主規制、総務省付度で、役所御用達派のオンパレード出演になるのだろう。この問題について、私たち市民はもっと注視する必要がある。

◆スマホ持てば NHK 受信料？

NHK がネット配信を始めるようだ。「スマホ所有者から受信料は徴収しない方針??」とか。これは見方を換えると、「将来は強制徴収する方向だ?」ともとれる。悪巧みが透けて見えてくるようだ。折しも、NHK のネット配信予算手続の不透明さが問題になっている。



◆サステナブルな政党になるのは至難

こんな時に、「NHKのスクランブル化」でデビューした肝心のNHK党(旧)は、内紛、絶滅危惧種と化している。スタートアップ時、目の付け所、立党のセンスは良かっただけに、物の哀れを感じる。スタートアップは見事であっただけに、組織をサステナブル(持続可能)にする力量不足は否めない。

旧NHK党が議席を得たのは、スクランブル化しないで電波を押し売りするNHK商法への疑問だ。「悪法も法なり」の論法で受信料払えと強制する、「こんな悪徳商法はゆるせない!」という国民が相当数いるからだ。逆の見方をすれば、この問題では、既存政党には全く期待できないからだ。

◆求められる存在感ある市民団体

マイナ要らない市民運動は、マイナカード、マイナ保険証に疑問を感じている市民にもっともっと寄り添わないといけない。頑張っているとは思いますが、でも、大都会ですら、こうした市民運動の存在感は薄い。ましてや、ど田舎では、マイナ保険証のゴリ押しのような国策に対する反対運動すら難しい。国策の「赤紙配り」にストップをかけるには、やはり勢いある中央の組織が必須だ。

マイナカードは要らない。確かに、赤紙ならぬマイナカードを返納する人も出てきた。でも、小市民で、あまり目立ちたくない人も多い。今の仕事を続けるためだ。こうした人達は少なく見積もっても国民の4分の1ほどいる。実際はもっといるのではないかな。

マイナカードを持っているけど、要らないと思う人も多いと思う。あるいは、お金持ちほど、私有財産制を反故にしかねないマイナ/国民総背番

号制には反対かも知れない。

住基ネット反対運動では、市民組織は存在感があった。広告塔となる有名人も、右左を問わず、たくさん参加していた。いまのマイナ要らない運動とは、何か違った。当時はリアル中心、いまはネット中心で、時代が変わったのかもしれない。

◆マイナ新党のスタートアップ

マイナには反対だが、目立てない市民がたくさんいる。こうした人たちが、匿名、秘密投票、ステルスで、邪悪な国策に反対の意思表示できる力強い組織、ネットが必要だ。全国でマイナに反対する市民のことを真剣に考えると、やはりマイナ要らない新党が必要である。

東京の議員会館で集会開いて、既存の野党とタイアップした運動も大事である。だが、これだけでは、リアルのマスコミもあまり取り上げない。ましてや全国でマイナカードに反対している市民には、「救われた」と実感できない。

やはり、良心的なマイナパンデミック反対者、いわば「隠れキリシタン」のような人たちに、国や自治体の選挙において匿名／ステルスの投票で「ノー」の意思表示できる機会を確保しないといけないのではないか。国や自治体の議会で足場を確保できれば、既存の野党とのタイアップを強化して流れを大きく変えることができる。政党助成金を得て、自力本願の精神で、マイナパンデミックのストップへの確かな道も拓かれる。

いずれにしろ、秘密投票の方法、ステルスでも、ふつうの市民が、もっとマイナ反対運動に参加できるチャンネルを増やさないといけない。

◆ゼレンスキーがいるからウクライナは闘える

マイナ反対の「ゼレンスキー」が必要だ。党派を超え、マイナパンデミックに反対する名の知れた人を「広告塔」を据えた「戦略」が必要だ。いまのままでは、小市民で、目立つ活動はできないが、匿名／ステルスでマイナ反対の意思表示をしたい人たちに対し、「場」が確保されず、救われていない。

仮にマイナ新党と立ち上げて、リーダー次第。また、旧 NHK 党と同じ運命をたどるかも知れない。

新党づくりは大変な作業だ。でも、それができる人に協力してもらうことで、解決できる。どん

な運動体でも自前でやろうとしても、自分らに十分なキャパがないこともある。リーダーシップを発揮できず、うまくいかないことがある。今般のマイナパンデミックを終息させる運動も、有能な人材をスカウトし、囲いこまないと、ゾンビ化する。

いろんな人、その道のプロを囲い込む度量が要る。今のような既存政党に依存した運動だけでは、他力本願にならざるを得ない。線香花火のような運動はできるかもしれない。しかし、サステナブルな運動、マイナパンデミックの終息に導けるか、懸念が募る。

◆マイナ保険証で自動赤紙配付？

賢い市民は、政府が強引に進める「国民総背番号制」にうんざりしている。マスコミも、現場知らずのファナティックな御仁が率いるデジタル庁による強引・無責任なデジタル監視国家づくりに批判的だ。既存の野党も、この問題に関心はあっても、専従できていない。

マイナ保険証、顔パスで、全国の医療機関や薬局に GPS 類似の仕組みを構築し全国民の居場所を監視する。加えて、国家が全国民の健康・医療データを集約監視する。この構想は、民主主義をベースとした法の支配とは相容れない。EU の AI 法案を読んでみても、顔パス式マイナ保険証は民主主義国家では禁止される AI システムであることがわかる。全国民の健康・医療データを使えば自動徴兵もできるようになる。このままでは、若者のスマホへ直接「赤紙」が送られてくる悪夢が待っている。こんな AI 監視国家では子どもは欲しくないという人も多いはずだ。

こうしたデジタル専制主義国家観に基づくデータ監視社会づくりにストップをかけるには、やはりオールジャパンのシングルイシュー（単一争点）の「マイナ新党」（仮称）のスタートアップが必須だ。



【読者からの投稿をネットする】

**相次ぐ「マイナトラブル」は、マイナパンデミックを潰す好機だ！
反マイナ運動の「足場」固めの時機を失するな！！**

CNNニュース編集部

《改悪法案成立後に相次ぐマイナトラブル発覚のカラクリの不正義》

◎マイナンバーをめぐり、改悪法案が成立した後、公金受取口座に家族で同じ口座を登録していたケースが約13万件、健康保険証と一体化した「マイナ保険証」で別人の情報をひも付けるミスが7300件以上判明するなど、トラブルが相次いでいる。ただ、「マイナトラブル」だから、トラブルを解決できればいいんだ、という考えを市民に広げるマスコミの姿勢などを、もっと厳しく問わないといけないのではないか (A)。

《マイナ制度は邪悪な「国民葬背番号制」であることの再認識を》

◎マイナンバー制度は「国民葬背番号制」だという再認識がいる。人権侵害装置だと認識が薄れると、データ監視国家化は止められなくなってしまふ。役人出身やIT企業出身の研究者のなかには、「マイナンバー制度はデジタルファーストの国家づくりには必須のアイテム」と説く者もいる。こんな人権侵害当り前の連中が闊歩すると、わが国はデジタル権威主義国家の中国よりも深刻なデータ監視国家に様変わりするはずだ (B)。

《マイナパンデミックと新自由主義とは別物》

◎マイナパンデミックと新自由主義を結びつける考え方がある。しかし、この考え方は誤りだ。新自由主義は、データ監視国家観とは必ずしも結びつかない。新自由主義は、増税反対、納税者権利ファースト、政府規制撤廃、デジタルIDの公有化反対、国定デジタルID反対の立場だ。新自由主義の聖地、アメリカで、国(連邦)がマイナンバーICカードなど全国民に強要したら、新型コロナワクチン接種の奨励以上に国民は反発するはずだ (C)。

《ショックドクトリンとマイナパンデミックはリンケージしているのか》

◎コロナ禍やワクチン接種歴管理、給付金支給などの緊急事態を悪用して、マイナICカードを半ば強要する政策を強引に引っ張っていたのは、バランスボール大好きな河野のようなファナティックな御仁だ。この御仁が、背後にいる悪巧み大好きな役人が描いた筋書きに従い、いわゆる「ショックドクトリン」路線を走っていたことは確かだ。その結果、今「マイナトラブル」が相次いでいる。しかし、この御仁の責任をしっかりと追及できないのが今の政治状況だ。こんな現場を知らない御仁が指揮官であったのが、諸悪の根源になっているのではないか (D)。

《相次ぐマイナトラブルはマイナパンデミック潰しの好機なのか》

◎相次ぐ「マイナトラブル」は、マイナパンデミック潰しの好機かもしれない。しかし、完全終息は難しいのではないか。「ウイズマイナ」のスタンスでいいから、これ以上マイナパンデミックが広がらないように、抵抗する市民のための政治的な「足場」を築かないといけない。オールジャパンで団結しないとイケない。いろんな戦略があるのは当然だが、さらなる発展に向けて運動の見直しも必要だ。いまのようなパルチザン攻撃、いやムシロ旗一揆中心の戦法では、広がりが今一つだ (E)。

《立憲の創設者は目の付け所がイイね》

◎岸田政権が衆院解散、選挙があるなら、立憲の創設者、枝野幸男は「デジタル、マイナ問題を争点にしろ」と言っていた(共同通信『早期解散ならデジタル戦略が争点 立民枝野氏、マイナ問題で』)。さすが、頭が切れる！目の付け所がいい。

小沢一郎らも立憲有志の会が党再生に動き出した。今の組織のトップにリーダーシップを期待できず、あまりにも劣化が激しいことを直感したからだろう。老練な政治家は目利きだ (F)。

《政権トップは政治を熟知している》

◎G7／広島サミットで早期解散のシナリオは、息子の悪行も重なり、もろくも崩れた。やはり、岸田も、政治を熟知している。「相次ぐマイナトラブルは、政権のアキレスけん。やっぱあ〜解散やめた」で、解散騒動はひとまずピリオドを打った。結果、「マイナパンデミック」拡散の怖れはますます強まった。背後にいる役人は高笑いかも (G)。

《運動組織は変わらない。でも、サステナブルな運動の足場固めは必要だ》

◎解散は騒動で終わった結果、マイナ要らない運動は、市民のための「足場」の構築、「マイナンバーから国民を守る新党」(マイナ新党／仮称) 立ち上げの時間稼ぎができた。シングルイシュー(単一争点) 政党は、頑張ればつくれる。人材が必要なら、外部からリクルートすればよい。リーダーがしっかりしない組織はゾンビ化し、立ち直れない。今のような他力本願、既成政党頼み、敗戦報告だけでは運動は絶滅の懸念が募る。マイナ要らない運動をサステナブル(持続可能)にするのは、ある意味ではスタートアップした人たちの社会的責任である。必要な人材を補充し、先行きを明るくしないとイケない (H)。

《マイナ要らない運動体は、今の野党のようにバラバラだと闘えない》

◎全国にある無数の「マイナ保険証廃止反対!」「マイナカード要らない」「##マイナカード返納運動」などの運動をどう連合させて、1つの巨大な運動にするかだ。今のバラバラの野党のようでは、マイナ要らない運動も力強く闘えない。ゼレンスキーがいない。あらたなフロントランナーがいない (I)。

《人口の4分の1のマイナ反対ステルス市民を束ねる新党が要る》

◎政治を動かすには「黙する多数市民／サイレントマジョリティ」の支援がいる。少なくとも、人口の4分の1は、マイナカードに懐疑的だ。マイナ要らない運動は、既成政党頼みを止め、自力本

願で闘う体制を整えないとイケない。「マイナから国民を守る」を公約とするオールジャパンの新党で選挙を闘い、ステルス票を集め、国や地方の議会で議席人材を確保するとともに、マイナ反対に向けた資金稼ぎをしようではないか (J)。

《新党で足場を築き、税金で運動資金を賄う勘定高さがいる》

◎参政党は2020年設立である。僅か3年目で、今回統一地方選で、231人擁立し100人が当選した。準備期間少ない者も当選した。投票先のない若者たちが、新しいだけで投票した。今後も、党员増加、議席拡大が予想される。党员数は10倍増で10万人 ユーチューブ登録22万人 4/26東京新聞より(旧吹田市議らにより設立) (K)。

《新党で自由な主張、NHKでマイナ反対の主張も、運動資金もザクザク》

◎選挙運動は、公費(広報・看板)と宣伝カー・街頭演説で自由な主張を広められる。少ない人数でも、主張は拡散する。合法的に政党活動費として政党交付金ももらえる:れいわは6.2億円、旧NHK党は3.3億円、参政党は1.8億円だ。政治的足場づくりに成功すれば、潤沢な運動資金も入ってくる。税金でマイナ要らない運動ができる。もっと頭の体操が必要ではないか (L)。

《SNSの党派別の登録者数をチェックして見たら》

◎SNSの党派別、登録者数は、おおよそ、次の

党派	登録人数		
	Twitter	YouTube	Instagram
自由民主党	250,000	128,000	41,821
立憲民主党	193,000	23,000	5,448
公明党	107,000	143,000	41,788
日本維新の会	70,000	32,600	1,159
国民民主党	51,900	16,000	4,053
日本共産党	134,000	101,000	4,204
れいわ新選組	125,000	228,000	19,584
NHK党	25,700	476,000	2,890
参政党	100,000	215,000	30,800
社会民主党	46,500	4,850	2,062

とおりで (M)。

《広告塔を使う戦略を採り入れてみたらどうだろう》

◎マイナ反対運動体の知名度を高めるには、プロの運動家に加え、マイナ反対有名人の総動員がいる。住基ネット反対運動では、しっかりとした「広告塔」がいた (N)。

《経済評論家の荻原博子氏は、マイナ保険証要らない派だ》

◎経済評論家の荻原弘子氏は、マイナカード、マイナ保険証には懐疑的だ。ジャンヌ・ダルク役を頼んでみたらどうか。「地位はひとをつくる」の適例はゼレンスキーだが、彼女も期待できるのではないか (O)。

<https://gendai.media/articles/-/108889>

<https://gendai.media/articles/-/109450?imp=0>

《河村たかし名古屋市長もマイナ要らない政治家だ》

◎河村たかし名古屋市長は、常に定例記者会見で、住民票コンビニ交付でマイナカード要らない！を発言している。会見は、逐次YouTubeにアップされている。少しお行儀が悪い御仁だけど、ピカーのマイナ要らない政治家だ。使いこなしてはどうだろうか (P)。 <https://www.youtube.com/watch?v=JuKW4Vv06TU>

《マイナ要らない運動は新党でもっと賢く闘えるはずだ》

◎有名人を「広告塔」にして、マイナ要らない運動の先頭に立ってもらい、「マイナンバーから国民を守る新党」(マイナ新党)をつくり、リスクリングをし、新たなチーム力を養ってはどうか！助け合い、共同作業が必要だ。「マイナいらぬ」のような国民的な課題をターゲットとした市民運動に党派性を問うてはいけぬ。誰でも普段着で駆け付けられる柔軟な仕組みにするのがコツだ。労働運動とは一味違う戦略が必要だ (Q)。

《新党づくり？ムリ、無理。そんな余力はない》

◎たしかに、マイナ反対だけで声だせないサイレントマジョリティ(黙する多数)の市民を束ねるには新党構想はイイね。だけど、今の運動体には、そんなレベルの力量はない。人材もいないし、そんな路線もとれない。そもそもターゲットとしているテーマの「マイナ」は「荷が重すぎる」。大

本営発表をアナウンスするのが精いっぱい。期待する方が、読みが甘い。背伸びし過ぎると、転落して大けがをする。革命的敗北よりは、安全運転で、精一杯やったという庶民的な満腹感が大事なのだ (R)。

《「言うは易し、行ふは難し」。手作り、手弁当での世直しの現実を直視しよう》

◎新党つくって政党助成金で余裕のある運動?? そんな「起業家精神」あるなら、はじめから、こんなカネにならない「世のため、他人のため」の運動なんかやってない、と思う。その辺は、あまり期待しないで「赦す、気持ち」が大事だ。新宿に50人も集めたり、結構、頑張っているではないか。「ちっちゃいなあ、というかもしれないけど・・・」。手作り、手弁当での世直しの厳しい現実をもっと直視して欲しい。「言うは易し、行ふは難し」。(S)。

《マイナ反対ステルス市民を束ねる力量と行動がいる》

◎PIJ代表いわく、「どの運動も、しぶとさに加え、したたかな政略で駆け出す行動がいる。」と。まさにそのとおりだ!!だが、これも「言うは易し、行ふは難し」。(T)。

《2つ以上のIDを持つのが国際基準だ》

◎この危ない政権は、マイナカードトラブルで大混乱。それでも「紙の保険証は予定どおり廃止!」、「運転免許も廃止!!」。「悪いのは自治体現場」。「国民背番号カードでデータ収容所列島化は絶対に止めない」と豪語する。マイナカード紛失したら、どうやって本人確認をするんだ。まともな国では、2つ以上IDで本人確認をするのが常識だ。それに、マイナシステムがハッカー攻撃を受け、エストニアのように全国民の半数以上の背番号カードが使えなくなったら、どうするんだ (U)。

《仲良しクラブでは、巨大な国家権力にはまともに対峙できない》

◎「鬼畜マイナ」のムシロ旗、竹やりのゾンビ化した闘い方では、巨大な国家権力とはまともな闘いにならない。でも、それしかできないひ弱な市民組織だらけだ。自己陶醉のマイナ反対運動を束ねるゼレンスキーがいない。国民の7割超はマイナ保険証に懐疑的!ということは、「マイナ反対市場」は巨大だ。組織を大きく育て、全国で「マイナ反対商品」を売りまくろう!! (V)

石村 PIJ 代表に聞く

わが国インボイス制度のカラクリ

「インボイス+帳簿の保存」は国際基準として通用するのか？

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が、2023（令和5）年10月1日から始まる。そもそも、インボイス制度への転換は、零細な免税事業者の益税対策がねらいである。ある意味では、零細事業者を狙い撃ちした増税である。増税額は、2,840億円にもなると見積もられている。

インボイス制度の問題の発端は、免税事業者は、インボイスを発行できないから、商取引からはじかれる。課税事業者にならないと、簡易課税の選択もできない。だから、速く課税事業者になれ！というふれこみにあった。ところが、政府・財税当局は、インボイス制度開始が迫るなか、「激変緩和措置」を打ち出してきた。事業者のなかには、免税事業者であるにもかかわらず、インボイス発行事業者登録の届出をし、登録通知書をもったのは早とちりであった。免税事業者である方が得、と理解した人も少なくない。今年10月1日の開始前までは、申請取下げができる。10月以降の登録取消は手続きが煩雑・影響が大きいため、申請取下げをすることにした。けれども、定型の様式はない。しかも、申請先は、税務署ではなく、インボイス登録センターだとかで、混乱する零細事業者が少なくない。

そもそも、インボイス制度の導入は、消費税額計算において、複数税率に対応する手続

の煩雑さを避けるためにインボイスを使えば簡潔に仕入税額控除（前段階控除）ができるというメリットがあるということではなかったか？ところが、インボイス制度に変更されても、「帳簿の保存」が不要になるわけではない。仕入税額控除するには、これまでどおり「帳簿の保存」も必要になる。これでは、インボイス制度に移行しても帳簿方式とほとんど変わらない。むしろ、零細事業者には、事業者登録しても、増税/納税事務の増大のデメリットだけが襲い掛かってくる。

欧米諸国では久しく消費型付加価値税における前段階控除/仕入税額控除にインボイス制度を採用してきた。そこでは、仕入税額控除権（the right to deduct input tax）を積極的に法認し、消費税額計算においてインボイスを紛失した場合などにも積極的に仕入税額控除を認める方向にあるようだ。

そもそも、わが国の仕入税額控除における「インボイス+帳簿の保存」ルールは国際基準として通用するのであるか？世界的にも特異なわが国インボイス制度のカラクリについて、海外のインボイス制度にも詳しい国際税法学者でもある石村耕治 PIJ 代表に、CNN ニュース編集局が、聞いた。

（CNNニュース編集局）

◆請求書等保存方式（帳簿方式）

一 予定どおりだと、今年（23年）10月1日からインボイス制度が始まります。消費税導入時から仕入税額控除の推移について、簡単に説明してください。

（石村）わが国の消費税は、本来、欧州連合（EU）の付加価値税（VAT）が手本でした。EU の付加

価値税（VAT）では、タックスインボイス（税額票交付）方式（tax-invoice method）を採用しています。

これに対して、1998年に成立したわが国の消費税法では、帳簿（請求書等保存）方式（books-of-accounts method/subtraction method）を採用しました。

この背景には、中曽根内閣が提案したタックス

①請求書等保存方式（帳簿方式）

- ①発行事業者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引(資産の譲渡等)の内容
- ④取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤消費税額
- ⑥交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書

田中食堂 御中

(株)第一物産
〒東京都●●●●
●●●●

●年10月分 324,000円(税込)

10/1	つまみ類	10,800
10/20	チーズ	16,200
.	.	.
10/29	ビール	81,000
合計		324,000

インボイス（税額票交付）方式の「売上税」導入が挫折したことで、学びがありました。つまり、タックスインボイス（税額票交付）方式では納税義務を負う事業者負担が重いこと、また、免税事業者が取引から排除されることになることから、その対策として帳簿（請求書等保存）方式が選ばれた事情があります。その一方で、帳簿（請求書等保存）方式では、複数税率（標準税率、軽減税率）を採用して税額計算を行うことは容易ではないといえます。結果として、帳簿（請求書等保存）方式は、消費税率の2ケタ化に抑止的効果を発揮していたと見てよいかも知れません。

◆「帳簿及び請求書等の保存」への転換

その後、帳簿方式のもと、仕入税額控除の要件が、「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に転換しました。その経緯について説明してください。

(石村)政府税調「税制改革についての答申」(1994〔平成6〕年6月21日)、お決まりの役人の自作自演で、「又は」から「及び」への転換はすんなりと決まりました。

【表1】政府税調の「仕入税額控除」要件見直しの答申内容

仕入税額控除については、制度の信頼性や課税・非課税判定等の利便性、正確性の観点から、取引の実態を踏まえつつ、請求書、納品書、領収書その他取引事実を証する書類（インボイス）のいずれかを保存することをその要件に加えることが適当である。

この答申を受けて、1997〔平成9〕年4月から、それまでの仕入税額控除の要件が「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に改正されたわけです。

この改正は、事業者からみれば、税務事務負担を煩雑にし、税を搾り取る手段の強化と映るのは当たり前

です。一方、税務当局からすれば、徴税強化はもちろんのこと、それまでの純粋な帳簿方式から、できるだけインボイス（税額票交付）方式に近づけるねらいもあったわけです。つまり、将来の税率アップに伴う複数税率の採用が織り込まれていたわけです。

いずれにしる、消費型付加価値税を導入する西側諸国での常識は、課税事業者は「インボイス又は資料 (invoice or document)」を有していれば、仕入税額控除ができる、という考え方です。つまり、この面での西側諸国の常識は、仕入税額控除を事業者の権利として認めるわけです。言いかえると、請求書等に加え、帳簿の保存がないと仕入税額控除ができないという考え方は、付加価値税の基本とは相容れないわけです。

わが国は、外国語が不得手な専門職や税法研究者だらけの島国です。地域言語である日本語が闊歩し、外国税法の常識がうまく伝わらないわけです。役所にマインドコントロール、されているのかどうかも定かでないわけです。列島以外の情報が豊富に提供されていない常況では、デプログラミング（脱洗脳）も至難なわけです。事業者に味方する抵抗勢力の力が弱く、「又は」が「及び」にすんなり決まってしまったわけです。

◆区分記載請求書等保存方式への転換

その後、2019年10月1日から、②区分記載請求書等保存方式に転換しました。現在もこの方式のもとにあります。この方式の特徴について説明してください。

(石村) 2019（令和元）年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられると同時に、8%の軽減税率が設けられました。これに伴い、②区分記載請求書等保存方式に転換しました。

②区分記載請求書等保存方式（現行）

- ①発行事業者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引(資産の譲渡等)の内容
- ④取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤消費税額
- ⑥交付を受ける事業者の氏名または名称
- ⑦軽減税率の対象品目である旨
- ⑧税率ごとに合計した対価の額

請求書

田中食堂 御中

(株)第一物産
〒東京都●●●●
●●●●

●年10月分 328,000円(税込)

10/1	つまみ類*	10,800
10/20	チーズ*	16,200
.	.	.
10/29	ビール	81,000
合計		328,000

10%対象 200,000
*8%対象 100,000

この方式のもと、事業者は商品の販売やサービスの提供ごとに本体価格の8%または10%の消費税を加えた請求額を請求書に記載するように求められました。この方式は、今年(23年)10月1日からはじまるインボイス制度(適格請求書等保存)方式までの「つなぎ」、暫定措置です。

◆問われる「インボイス+帳簿の保存」ルールの引継ぎ

一今年(23年)10月からは、インボイス制度(適格請求書等保存方式)に移行するというわけです。インボイス制度と名打って、「インボイス+帳簿の保存」のルールを引き継ぐわけです。しかし、これは、付加価値税のインボイスに関する国際基準から大きく逸脱すると思うのですが?

(石村) インボイス制度に対しては、とりわけ零細事業者から反対する声がいまだ強いわけです。どうなるかは不透明です。

税界も、「インボイス+帳簿の保存」ルールの引継ぎが国際基準にマッチしているのかどうかまでは、頭が回らないのではないのでしょうか?確かに、本来ならば、議論を煮詰めないといけない重要なポイントの1つです。

ところが、役人は、どさくさに紛れて、好き勝手にやっているわけです。国民・税界・議員などに考える余裕を与えないのです。「所得税法等の一部を改正する法律案」で、¹じっばひとからげ、の常套手段です。行政の役人に支配された立法府は、それこそ「ショックドクトリン」に振り回されているわけです。

参考までに、インボイス制度採用までの推移を一覧にしてみると、【表2】のとおりです。

23年10月には、ペポル式の「デジタルインボイス(電子インボイス)」の導入も計画されています。しかし、先行きは全く不透明です。オーストラリアやカナダなどでもペポル式の電子インボイス導入を目指しています。しかし、あまりうまく進んでいません。ペポル式のデジタルインボイス(電子インボイス)は、マイナカードでも頓挫続きのデジタル庁が、日本認証機関(Japan PA=Japan Peppol Authority)になって、指揮を執っているわけです。この庁自体が、加速するデジタル化について行けず、

【表2】インボイス制度(適格請求書等保存方式)採用までの推移

<<単一税率時の方式>> [2019(令和元)年9月30日まで] ①請求書等保存方式
<<軽減税率開始後からインボイス(税額票)方式開始までの方式>> [19(令和元)年10月1日~23(令和5)年9月30日]まで4年間 ②区分記載請求書等保存方式
<<インボイス(税額票)方式開始後の方式>> [23(令和5)年10月1日開始] ③インボイス制度(適格請求書等保存方式)

デジタルインボイス導入

現場知らず、号令だけのインパル並みで、まったく先行きが見通せていません¹。

③インボイス制度(適格請求書等保存方式)(23年10月1日以降)

- ①発行事業者の氏名または名称
- ②取引年月日
- ③取引(資産の譲渡等)の内容
- ④取引(資産の譲渡等)の金額
- ⑤消費税額
- ⑥交付を受ける事業者の氏名または名称
- ⑦軽減税率の対象品目である旨
- ⑧税率ごとに合計した対価の額
- ⑨税率ごとの消費税額と適用税率
- ⑩発行事業者の登録番号

請求書

田中食堂 御中

(株)第一物産
〒東京都●●●●
●●●●

⑩登録番号 T-1230123456789

●年10月分 328,000円(税込)

10/1	つまみ類⑦*	10,800
10/20	チーズ*	16,200
.	.	.
10/29	ビール	81,000
合計		328,000

⑧10%対象 200,000 ⑨消費税20,000
 ⑧8%対象 100,000 ⑨消費税8,000
 *軽減税率適用商品⑦

ちなみに、昨年改正された「業務にかかる雑所得」についても、①「発生主義」に代えて「現金主義」による所得計算を可能する道を拓き、②帳簿の保存を義務づけ、収入金額が1,000万円以上の場合は③収支内訳書の添付などを要件(所得税法120条6項、所得税法施行規則47条の3/102条など)としました。これにより、所得課税に加え、インボイス制度(適格請求書等保存方式)の消費税の仕入税額控除要件[インボイス+帳簿の保存]とのリンケージも視野に入れた対応が密かに行われていました。たんに、簡易な帳

¹詳しくは、石村耕治「ペポル式電子インボイス/デジタルインボイスとは何か」TCフォーラム2022年7月号参照。TCフォーラム研究報告2022年7号【2022年11月7日公表:11月22日改訂】|納税者権利憲章をつくる会/TCフォーラム(tc-forum.net)

簿づけで税務の素人である納税者の便宜に応えようとしただけではなかったわけです²。

◆ EUで認める「仕入税額控除権」とは

一 EU（欧州連合）で認められている「仕入税額控除権」について、教えてください。

（石村）欧州諸国では、久しく消費型付加価値税における前段階控除／仕入税額控除にインボイス制度を採用してきました。ここでは、仕入税額控除権(the right to deduct input tax)を積極的に法認しています。消費税額計算においてインボイスがなくとも積極的に仕入税額控除を認める方向にあります。

EU（欧州連合）では、インボイス（税額票）方式の付加価値税（VAT）が共通税となっています。EUの第6次付加価値税指令では、17条[仕入税額控除権の発生および範囲（Origin and scope of the right to deduct）]、18条[控除権の行使にかかる原則（Rules governing the exercise of right to deduct）]を定め、仕入税額控除を請求権（「仕入税額を差引く権利」）として認めています。インボイス制度のもとでの「権利（right）」として法認していますから、納税者である事業者にとっては、課税庁に生殺与奪の裁量を認める単なる「特典（privilege）」ではありません。

これを受けて、例えば、当時EUに加盟していたイギリス(UK)は、付加価値税法(VATA=Value Added Tax Act 1994・26条)および付加価値税規則(VAT Regulations 1995・29条)に、「仕入税額控除権・仕入税額を差引く権利（the right to deduct input tax）」を定めています。付加価値税（VAT）は、取引高税（turnover tax）とは異なります。前段階控除の仕組みを備えた税金です。つまり、仕入税額「控除権（the right to deduct）」を組み込んだ税金です。インボイスがあるのに、帳簿の保存がないことを理由に、事業者に対してこの権利を否定すると、もはや付加価値税とはいえなくなります。

◆ EUやイギリスでは「インボイス又は資料」がルール

一 EU諸国やイギリスでは、仕入税額控除の形式

的な要件は「インボイス又は資料」がルールだということですが、実際の運用はどのようなのでしょうか？

（石村）課税事業者に「仕入税額控除権」があることから、「インボイス又は資料（invoice or document）」の形式的要件が充たされれば、当然に行使できます。言いかえると、インボイスまたは資料で課税仕入れがあると証明できれば、事業者は、付加価値税の仕入税額控除ができるわけです。インボイスがあればベストだが、ない場合でも仕入れを証明できる資料があれば、仕入税額控除ができるとされています。この点については、EU司法裁判所の重要な先例があります。簡潔にまとめてみました。

【表3】「仕入税額控除権」の解釈についてのEU司法裁判所の先例

①仕入税額控除権の解釈に関する裁判の経緯

EU加盟国であるドイツのT社（Terra Baubedarf-Handel GmbH）は、他の会社から受け取ったインボイスがドイツの付加価値税を課す税法[UStG=Umsatzsteuergesetz]（以下「ドイツ税法」）に定める要件を充足していないという理由で、ドイツの課税庁にT社の付加価値税計算において仕入税額控除を認められませんでした（仕入税額拒否処分）。そこで、T社は、この処分を不服として連邦財政裁判所に提訴しました。連邦財政裁判所は、このケースを欧州司法裁判所（ECJ=European Court of Justice）に移送し、付加価値税第6次指令17条1項や18条1項・2項に定める「付加価値税の仕入税額控除権」の意味について判断を求めました。

②欧州司法裁判所（ECJ）の判断

欧州司法裁判所（ECJ）は、2004年4月29日に、仕入税額控除権は、付加価値税制における最も基本的な権利であり、各加盟国が定めるインボイスに関する形式的要件でこの権利を制限してはならない、としました。裁判所（ECJ）は、仕入税額控除権の行使に関し唯一制限を付し得るとすれば、課税事業者である納税者は、権利行使にあたり他の課税事業者からその課税仕入れについて客観的な証拠を提示するように求める実質的な要件を課すことに限られる、との判断を下しました[ECJ Case C-152/02, 2004 I-05583, showPdf.jfif (europa.eu)]。

² 詳しくは、石村耕治「通達による「業務に係る雑所得」区分の明確化と租税法律主義～シェアリングエコノミー対応での『所得税基通35-2の改正』とは～」TCフォーラム2022年6号参照。TCフォーラム研究報告2022年6号 | 納税者権利憲章をつくる会 / TCフォーラム (tc-forum.net)

裁判所 (ECJ) は、結論として、仕入税額控除権を主張する際には、次の2つの要件を充たすように求められる、としました。①課税事業者は、インボイスまたはインボイスに相当する他の資料を受領していること。②課税事業者が、仕入れた物品やサービスに対して支払いをしていることまたは支払義務を負うこと。

③イギリスの裁判所の判断

この欧州司法裁判所 (ECJ) の判断を受けて、イギリス高等裁判所 (UK High Court) は、同種の訴訟事件 (Customs and Excise Commissioners v Bond House Systems Ltd, [2005] EWHC 1499 (Ch)) において、本件は消費税租税回避に関連したケース (carousel fraud scheme) であるにもかかわらず、前記欧州司法裁判所 (ECJ) の先例を踏襲する判断をくだしました。

◆わが国のインボイス制度のカラクリをどうただすのか？

— EUやイギリスのインボイス制度では、インボイスがあれば、仕入税額控除ができる、インボイスがない場合でも、証明する資料があればいいわけですね。ところが、わが国のインボイス制度では、インボイスがあっても、帳簿の保存がないと仕入税額控除はできないような、付加価値税に基本原理とぶつかる方向に進んでいます。このカラクリの原因はどこにあるのでしょうか？

(石村) わが国は、消費導入時に、仕入税額控除を事業者の権利として法認する認識を共有できずに、立法手続を誤った結果だと思えます。

EUでは、「仕入税額控除権」を、付加価値税指令 (VAT Directive) やEU加盟国の税法で認めています。にもかかわらず、課税庁は、事業者の控除権行使を狭く解釈しようとし、バトルになったわけです。司法の判断を求めなければならなかったわけです。

わが国の場合は、仕入税額控除、前段階控除を消費税法で「権利」として明定していません。しかも、税財政当局は「納税者は義務主体であり、権利主体ではないんだ」という旧態依然の信仰を変えようとしません。司法も行政追従の消極司法です。しかも、「帳簿及び請求書等」の双方があっても、司法は、課税庁の「後出しは罷りならぬ」の強権的な姿勢を支持するわけです。司法は、平然としてこうした課税庁の姿勢を容認する免罪符を出すわけです。司法は、累積排除型の付加価値

税とは「課税売上げと課税仕入れとの差額をベースに課税する税金である」という基本的スタンスを共有しようとしないうけです。

役人の口先介入で「又は」が「及び」に変わり、インボイス制度に切り替わっても、「インボイス及び」、「帳簿の保存」が仕入税額控除の要件になることに何の違和感も持たない税務専門職だけです。研究者にいたっては、役所御用達のような人たちが多数を占めます。この国での消費税法上の仕入税額控除要件の「常識」は、外国では「非常識」になるわけです。

こんな消費税制のもとで課税選択をしたら、零細事業者は、もっと税務署にいじめられるのは自明のところですよ。

◆低迷するインボイス登録

— 23年10月から消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式) が始まります。初めて消費税を納めることになる事業者約500万のインボイス登録は、6月末で、免税事業者では1割程度報道され、低迷しています。問題はどんなところにあるのでしょうか？

(石村) 激変緩和措置などでインボイス登録の意欲がなえたことが大きな原因でしょう。

そもそもインボイス制度に変える必要があるのかどうかについて、いまだ大きな疑問が渦巻いています。零細事業者に消費税負担が生じるだけではありません。一番の問題は、インボイス制度に変わっても、仕入税額適用要件が変わらないことです。「請求書等及び帳簿」の保存の要件は維持され、「インボイス等及び帳簿」保存 (新消費税法30⑦⑧⑨) となっただけです。しかし、これでは、課税選択をした途端に、税負担だけでなく、零細事業者の税務事務負担が一挙に増すだけです。インボイス制度への転換は、少なくとも事業者の税務事務の軽減につながるものでないといけないうけです。

すでにふれたように、EU諸国やイギリスでは「インボイス又は資料」の保存が原則です。つまり、インボイスがあっても当然、なくとも証明資料があれば仕入税額控除ができるというルールなわけです。なぜ、こうなるかは、事業者に「仕入税額控除権」を法認しているからです。わが国でも、事業者にしっかりと仕入税額控除権を保障しないとけないと思えます。

Q & A 「デジタル刑事法学／ローテック (LawTech)」 デジタル空間での罪刑法定主義、人権②

— デジタル刑事法の市民目線での監視のあり方 —

コメンテーター 清水晴生 (白鷗大学教授)

【内容目次】

- Q 1 デジタル空間と刑事法
 - Q 1-1 デジタル空間と刑法
 - Q 1-2 デジタル空間と特別刑法
 - Q 1-3 デジタル空間と刑訴法(以上、113号)
 - Q 1-4 デジタル空間と少年法との関わりは？
- Q 2 デジタル空間と刑事法学
- Q 3 デジタル空間と罪刑法定主義
- Q 4 デジタル空間と罪刑法定主義の応用
 - Q 4-1 デジタル空間と成文の法
 - Q 4-2 デジタル空間と遡及処罰禁止
 - Q 4-3 デジタル空間と類推解釈禁止
 - Q 4-4 デジタル空間と絶対的不定期刑禁止
 - Q 4-5 デジタル空間と刑法の明確性
 - Q 4-6 デジタル空間と罪刑の均衡(以上、本号)
- Q 5 デジタル空間と刑事人権
- Q 6 デジタル空間と少年法改正

Q 1-4 デジタル空間と少年法との関わりは？

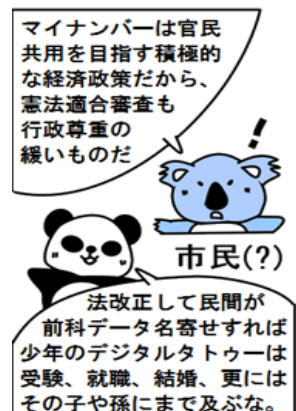
A 少年たちはまさにデジタルネイティブ世代です。生活のあらゆる側面にデジタル空間が関わっています。いじめのような問題のほかにも、オレオレ詐欺の受け子の募集・応募も、デジタル空間の中でお互いに顔を見ることも一度も直接会うこともなしに成立しうることになります。

また少年・少女たちはデジタルネイティブではありますが、デジタルリテラシーが高いかといえば必ずしもそうではありません。むしろ馴染み過ぎていて怖さを感じにくいかもしれません。自分のデータが取られるのも当たり前、気にしないという感覚かもしれません。他方でデジタルは決してリアルより万能なものではないにもかかわらず、そのことに対するリテラシーの不十分さによって、ネット上で他人の名誉を毀損したり、中傷したり、逆に自分のプライバシー情報を不用意に晒す、隠したつもりでも流出してしまうといった事態に直面することになります。

このように少年世代は事件の加害者にも被害者にもなりやすい側面があります。デジタル空間では他人に危害を加えるといった実感が乏しいかもしれません。こうしたことは、少年の更生にとって難しい課題をもたらします。あるいは少年の問題行動がネットやスマホと断ちがたい関係にあるとき、これを取り上げて生活させるというのも困難な時代状況です。

少年事件の多くは成人の事件と異なり、集団性という特徴を持つ点が指摘されます。そして少年の問題行動の背景に集団性・交友関係があるとき、非行から立ち直らせる重要な手立ては、交友関係を断つことです。これはもともとというほど簡単なことではありませんでしたが、現在のよう四六時中つながっているのがあたりまえなこの世代の少年たちには、本当に容易なことではないはずで

そして少年法についてもっともよく知られるのは、それが匿名報道を求めていることです。他方で改正されたばかりの少年法では、年長少年(18、19歳)に関してこれを緩和し、一部解除する規定を新たに置きました。少年時代の事件の情報はネット上で幾度となく複製され続け、それは半永久的に消えることのないデジタルタトゥーとなり、



少年の更生の意欲や活動に重くのしかかります。

少年事件の背後にこそ、家庭環境の問題や障害等の問題の強い影響があることを否定しえない以上、そしてそれらの問題を少年自身が自分の力で解決するという事は非常に困難である以上、さらに重荷を課して社会への再統合を困難にし、むしろ半グレ化、アウトロー化をうながすことになれば、一番損をするのは少年のみならず社会の側であることも明らかです。

Q2 デジタル空間と刑事法学との関わりは？

A 刑事法を研究する研究者の間で、デジタル空間に対する関心は低いわけではありません。デジタル空間というもともと刑法や刑事訴訟法が想定していなかった領域に、現行の刑法や刑訴法がどのように適応を見るべきか、あるいはどのような法改正が必要かといったテーマは、時代の流れの中で常に取り組みされてきたものです。

社会の中でのデジタル化については、例えばビジネスに関連して、オンラインでの決済が盛んになると、コンピューターの端末を操作して残高を修正したりといった行為が問題になりました。これを従来の犯罪類型のどれにあてはめればよいのか、その解釈も盛んに論じられ、最終的にはコンピューター詐欺罪（刑法 246 条の 2）の創設に至ります。それはのちに、電子改札を利用したキセル行為についても適用可能かといった問題も生み、判例が分かれたりなど今でも解釈上の疑義を生じさせています。

現代のビジネスはもはやコンピュータと切り離せなくなりましたから、業務妨害もまたコンピュータ上のデータの破壊やプログラムの改変、ウィルス感染によるものと変化してきます。デジタルコンテンツの複製が長い間著作権法上の犯罪の成否に絡んで問題にされてきたのは先に述べたとおりです。Winnie の事件などを憶えている方もいるでしょう。こうした中で多くの判例が、デジタル空間への刑法の規定について積極的な適用を図り、その不整合

を問題視することはほとんどしないうえに思えます。これらの判例を評釈する学説の多くも、必ずしもそのことに疑問を呈するものは多くはなかったように感じます。

しかしデジタル空間の変化の速さは、刑法規定の解釈の安定性を常に脅かし続けてきました。刑法がある程度処罰範囲を明確にした規定を置かざるをえない宿命にあるとき、残酷なほどデジタルの世界ではまったく異なるシステムが新たに登場して、立法者たちが苦勞して作った文言を陳腐化させていきます。

刑法ではコンピューターのことを電子計算機といいます。ではインターネットは何というのでしょうか。電子情報処理組織です(笑い データとはいわず必ず情報と呼び、まるで西洋に接した江戸・明治の文化人が必死に訳語を作ったかのようなようです。

データは個人が複製して持つ時代から、クラウド上で共有する時代へと変化し、それは例えば所有・所持といった法概念にも一定の変更を迫るかもしれません。

現実のデジタル空間に生起する新たな事案に現行の規定をあてはめることは、事件の解決を図る捜査や刑事裁判にとっては必要な法律の操作かもしれません。しかしそれが、刑法がもともと違法だと想定していなかった領域にまで手を伸ばすものであるなら、刑事法学者はその問題性について厳しく声を上げなければならないはずで

Q3 デジタル空間と罪刑法定主義の関わりは？

A 刑法が定める犯罪に該当する行為を行ったと裁判で認定されれば、その行為にふさわしい刑罰を科されることとなります。世の中にはいろいろな不利益がありますが、刑罰ほど有無をいわず、何も都合を聞いてくれないものはありません。刑事施設に収容されるとなれば、今までの人生・生活がバツサリと断ち切られて、積み重ねてきたものがすべて吹き飛び、その上で更に社会復帰するにも大きな足かせとなります。

そんな最大の不利益である刑罰を科すルールを定めているのが刑法です。したがってそれはゆるい法律では本当に困ります。例えば「他人に何かしらの迷惑をかけた者は1年以下の懲役に処する。」なんて罰則規定があつたら、もう怖



くて他人と関わることできません。そう考えると、「他人を侮辱した」とか「他人の名誉を毀損した」、「他人の業務を妨害した」なんていうのも、いったいどこからどこまでがダメなの？と感じられませんか。「他人を暴行した」ってどの程度からアウトなのでしょう。

厳しい刑罰を科される刑法の規定がアバウトであれば、他人を侮辱しないために何もしゃべらない・しゃべれない、店の対応がおかしいんだけど文句はいえない、人から嫌がらせされても黙ってガマン、みたいなことにもなりかねません。世の中の誰もが不自由に生活する社会には、変化も発展も期待できません。

つまり刑法が過度に幅を利かせるような社会では、人々は大変不自由になるのです。したがって刑法には、必要最小限の処罰範囲だけを明確に定めておくことが求められます。これを刑法の謙抑性といいます。明確に定めるという点は明確性の原則と呼ばれます。いずれも刑法の書かれざる大原則です。

他方でここまで述べてきたとおり、このような刑法の大原則は、変化の速いデジタル空間への法適用のハードルともなります。刑法に書かれていない範囲にまで処罰範囲・刑法の適用範囲を広げることは、刑法の類推解釈の禁止に抵触するからです。

このように刑法には、憲法の適正手続原則から派生する罪刑法定主義の大原則があり、それは「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」ということです。ですから、いくらデジタル空間の変化が待ったなしだからといって、この大原則を乗り越えてよい理由にはなりません。

そしてこの罪刑法定主義という大原則を具体化してみると、そこには適用さ



れる場面に応じたバリエーションがあります。これを罪刑法定主義の派生原則といいます。まさに罪刑法定主義の応用というべきものです。

ではその応用の場面とデジタル空間との関係を個々に見ていくことにしましょう。

Q4 デジタル空間と罪刑法定主義の応用(派生原則)について

A 刑法にはたくさんの犯罪が並べられています。それぞれの犯罪について、その適用範囲が問題になります。そしてある犯罪類型の処罰規定をどの場面で適用可能かというのは、刑法・刑事裁判でも重要な問題となります。というのも刑法の中にも似たような犯罪が多く、それらは互いに境を接しているからです。そして境を接する犯罪の法定刑が異なる場合には、一体どちらの犯罪が成立するのかが、被告人にとっては切実な問題となります。例えば置き去りにされていた自転車を盗んだケースで、これが窃盗になるか、占有離脱物横領になるかは、法定刑で10年と1年という大きな差になってきます。

リアル空間の出来事を想定して作られた刑法をデジタル空間での出来事にあてはめようとした場合には、その罰則規定の文言によって許される範囲をとくに飛び越えるような法適用にもなりかねません。つまりは本来刑法が存在しない領域の行為について、国会ではなく裁判所が勝手に広げて作り出した刑法を適用することにもなりかねないのです。

法律には解釈が必要です。解釈によって法律が初めて具体化されるとさえいえます。しかしそれを際限なく自由なものでよいとしたなら、刑法はあつてなきようなものです。つまりは法なき処罰がまかり通る社会となります。これは「他人に何かしらの迷惑をかけた者は1年以下の懲役に処する。」などという法律を立法する場合でも同じです。このような規定に基づく裁判や処罰は、実際には法律によらない裁判であり、処罰です。こうした場合には憲法31条の適正手続保障に違反して、法律自体が無効ということになるでしょう。

犯罪と刑罰とが共に法定されていなければならないという罪刑法定主義の意義は、さらにどのように具体化されるのか。これをデジタル空間というとりわけ罪刑法定主義が切実に問題となる場面に照らして見ていくことにしましょう。

Q4-1 デジタル空間と成文の法との関係とは？

A 罪刑法定主義とは「法律なければ犯罪なし、法律なければ刑罰なし」です。犯罪と刑罰の適用範囲は、法律で明示し、法律で縛れ、という原則です。

したがってそこでいう法律は、国会で立法した成文の法でなければなりません。昔からその地域で通用しているというような慣習法ではダメです。つまり罪刑法定主義は慣習刑法を禁止し、刑法の成文法主義をも派生的なルールとしているといえるわけです。

デジタル空間はリアル空間とは異質です。リアル空間で通用させる刑法を無理やりデジタル空間に適用しようとすれば、かなりの無理が生じます。それはもはや後述する類推解釈の禁止という域を超えるものです。もともと刑法のない領域に、それ専用の刑法を立法することもなしに、ほかの領域で通用している刑法をあかかもともと通用していたかのように適用させようというのですから、成文法によらずに慣習刑法を適用するようなものです。

がんばってあてはめられたのだからそれでいいじゃないか、あてはめなければ犯罪行為が野放しになってしまうというかもしれません。しかし物理的な制約のあるリアル世界のために造られた刑法の規定を、解釈を駆使してデジタル空間にあてはめようとする、そこでは刑法規定の文言の意味が、本来の意味よりもはるかに抽象化してしまい、刑法の処罰範囲の枠づけ機能がゆるんでしまいます。

例えばあなたのネットバンキング用のアカウントとパスワードが他人に盗まれたとします。これを銀行の貸金庫の鍵を盗まれたというのと同視できるでしょうか。貸金庫の鍵は相手の手に渡ればこちらの手中にはもうありません。しかしデジタル空間では必ずしもそうではありません。ではパスワードが使われて残高が移動されたという場合、それはもう盗まれたと同じでしょうか。リアルなお金は盗まれれば手元からなくなります。しかしデジタル空間の残高は数値データです。移動先の数値を削っ



て、こちらの残高の数値を元に戻せばそれで元通りになります。このようにデジタル空間自体にはデータしかないのです。

このような違いを無視して、デジタル空間もリアルと同じように考えたらよいとしてしまうと、それは実際には存在しない異なる刑法を、勝手に想像して適用しているのと変わらないことになってしまうのです。

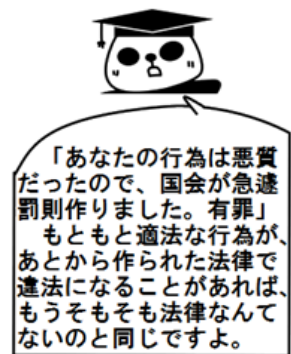
裁判所は目の前の被告人が悪人だと思えば、逃がすまいとこうしたデジタル空間への適用の危うさに目をそむけてしまいます。こうして成文法によらない刑法が創造されてしまいます。これでは国会の役割も、市民の自由も踏みにじられてしまいます。

Q4-2 デジタル空間と遡及処罰禁止の関わりは？

A 刑法が予想もしていなかったような新しい社会空間が生み出されて、その中での生活があたりまえになると、そこで新しいタイプの犯罪が起こってきます。存在しない刑法で処罰することは、成文法主義の建前上許されない。それならば急いであとから国会で刑法を改正して処罰すれば、罪刑法定主義に違反しないじゃないか、そう思われるかもしれませんが、だってそうしないと、悪いことをしているのが明らかなのに、みすみす取り逃がしてしまうじゃないかと。

しかし犯罪が行われた時、その行為を処罰する規定はなかったのです。あとから作った法律を適用してよいなら、もう罪刑法定主義など絵に描いた餅です。罪刑法定主義は体裁を整えることを求めているではありません。もともと処罰されていなかった行為について、あとから手立てで不意打ちすることを許さない原則です。もし後出しの不意打ちが許される社会であったら、何をしても安心ではなくなります。今まで自由に行っていた行為も、「最近の刑法改正で犯罪になりましたので、10年前の行為を処罰します」ということになりかねないからです。

国会がデジタル空間の進化を先取りして、万全な法改正を



用意しておくことは確かに困難です。そこには処罰の空隙が生じてしまいます。しかし刑法はむしろそうでなければなりません。本当にその処罰規定が必要なのかも明らかでない内から、念のためといって多くの罰則規定が置かれているような社会とはどんな社会でしょうか。それはとても安全で秩序だった社会でしょうが、およそ自由に行動できない社会です。刑法は謙抑的に定められ、謙抑的に用いられなければなりません。刑法を社会統制の道具として自由に濫用できる社会はまさに全体主義の監視国家です。

自由と安全とはトレードオフだともいえます。先回りし過ぎた刑法は、自由の阻害も先回りしてしまいます。デジタル空間を規制する刑法は、その必要性がはっきりとしてから、遅滞なく作れば十分です。そしてその穴埋めに、刑法の遡及適用を許すこともできません。刑法は治安を守る道具であると同時に、自由を制約し萎縮させる強力な手段でもあるからです。

Q4-3 デジタル空間と類推解釈禁止の関わりは？

A 自動販売機に偽造コインを投入して商品を手に入れた場合、自動販売機をまんまとだまして財物を手に入れたから、これは詐欺罪になりそうです。詐欺罪（刑法246条1項）は「人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。」と定めます。「人」じゃないからダメだともいえるかもしれませんが、機械を通して人をだましたという余地はあるかもしれません。では本当に人は「だまされた」のでしょうか。だます・だまされるというのは、相手を勘違いさせて錯誤に陥らせ、気づかないのをよいことにその誤った判断に基づいて財物を交付させる・させられるという事態のことです。自販機の管理者はどんなコインが投入されたかも見ていませんし、それを本物だと期待したわけでもありません。決してだまされていないわけです。つまり自動販売機を「人」にあてはめたというよりも、「欺いて財物を交付させた」といえない場合であるのにこれを認めてしまうところに問題があります。だからこのケースは商品を手に入れた行為を窃盗と見るのです。

デジタル空間はまさにコンピュータープログラムで構築された世界です。プログラムは決して勘違いしたりはしません。プログラムの

とおりにアウトプットし、プログラムが予定していないインプットに対してはそれは予定していないインプットだと答えるだけです。それはすべてプログラムに組まれた通りに動きません。プログラムのミスによりバグが起こ

ることはあっても、それた外部からのインプットによってだまされているわけではありません。

コンピューターもプログラマーもだまされたりはしないのです。ですから先ほどのケースと同じように、せいぜい盗み取ることしかできないのです。

しかしリアル空間と接続している場合は、現物を盗み取ったところを犯罪行為とすれば足りません。しかしすでにデジタル空間で完結することが多くなりました。この場合には「財物を窃取」する行為を処罰する窃盗罪を適用することはできません。まさに新たな立法が必要となります。

刑法はデジタル空間での犯罪行為に対して、電子計算機使用詐欺（コンピューター詐欺）罪（246条の2）や電子計算機損壊等業務妨害罪（234条の2）、不正指令電磁的記録（＝コンピューターウイルス）作成罪（168条の2）などを新たに設けました。

しかし判例の示すその解釈は非常にアバウトなものです。本来、リアルとデジタルの違いを前提にこれらの罪を新設したのに、コンピューター詐欺をあたかも人に対する詐欺と同じように考える判断が繰り返されています。「もし人だったらだまされたといえるからコンピューター詐欺も成立する」とか、「そのコンピューターを使う人たちの信用を裏切るものだからコンピューター詐欺だ」といった具合です。これではコンピューター詐欺罪の成立を認めているふりをしつつ、実際には詐欺罪を類推適用しているようなものです。

さらには、デジタル空間といってもその中身はすでに多様化し、決して一様ではありません。互いに異なるレベルのデジタル空間の常識を、新たな事態に簡単に適用する場合にも、類推適用の問題が生じます。

進化・変化の速いデジタル空間での、新たに



革新的に生み出された技術領域へ従来の刑法を適用する場合には、それがもともとの刑法の意味を超えるものでないかどうか、不意打ち禁止・類推解釈禁止に抵触しないかの冷静な判断、立ち止まる姿勢が必要です。

Q 4-4 デジタル空間と絶対的不定期刑禁止の関わりは？

A 絶対的不定期刑の禁止とは、刑法で各犯罪の法定刑をまったく曖昧にしておくことは許されないというルールです。それでは刑罰をあらかじめ法定しておくという罪刑法定主義の要請が果たされず、不意打ち的に、また不公平に、処罰が重くなってしまう可能性を残すことになります。しかし遡及処罰が禁止されるのと同じように、あとから急に重い刑が科されるというのでは、うかつなこともできないという自由に身動きの取れない社会を招くことになるのは必至です。

デジタル空間を想定していない刑法罰則が、自由に行動できると考えて行われたデジタル空間上の行為に対して適用されるならば、それはあらかじめ定めていない刑罰を科すのと同じことになります。不意打ち的な刑法の適用も、不意打ち的な重い刑罰を科されることも、ともに予測可能性を害し、自由に行動できる社会に萎縮効果をもたらします。

ただしデジタル空間における制裁は、リアルな刑罰が済めば終わりというものではあません。実際にはデジタル空間上で何年にもわたって複製され、誰が管理しているかもわからないようなサイト上に前科の情報が残され、それはあるとき、就職や結婚といった人生の節目に差し掛かったとき、思いもよらずに新たな人生の航路をふさぐことにもなりえます。その制裁はいつ終わるともしれず、消そうと思っても消し切れず、いわば半永久的に入れ墨のように刻み付けられ、しかもそれは服を着て隠すこともできず、常に衆目に晒され続けています。

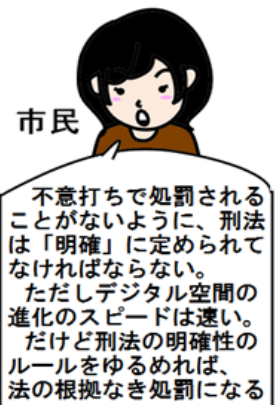
デジタル空間に流出した情報をコントロールすることはもはやできません。こま切れの情報さえ、それはネットの有志によって「まとめ」られ、ネット上にまぎれもない一個の人格を浮かび上がらせることにもなりうるのです。デジタル空間での法規制を検討する際には、「人の噂も75日」なんてことが通用しないことを大前提としなければなりません。

Q 4-5 デジタル空間と刑法の明確性との関わりは？

A 罪刑法定主義の派生的ルールの一つが、刑法の規定はその意味内容が明確でなければならないというものです。これを明確性の原則といいます。

デジタル空間の事柄は世界標準ですから、どうしても横文字が多くなります。しかし横文字の言葉はその意味がややアバウトになりがちです。ただしコンピューターを電子計算機といい換えたからといって、その内容がはっきりするとも思えません。刑法の電子データの定義は、「この法律において『電磁的記録』とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」(刑法7条の2) というものです。実は問題は最後の部分、「電子計算機による情報処理の用に供されるもの」の方にあります。電子計算機、つまりコンピューターは、現在では単独で機能するものではありません。みな電子情報処理組織、つまりインターネットでつながり合って機能しています。そうすると、「電子計算機による情報処理の用」には一体どこまでの範囲が含まれるのでしょうか。インターネットが世界中のあらゆるコンピューターを結び付けていると考えれば、「電子計算機による情報処理の用」というのはあらゆる事務処理、あらゆる事柄を含むことにもなりかねないのです。それはもう、人がコンピューターを使ってやろうとすることならすべて、つまりは現代の生活のすべてが、ある一つのコンピューターにとっての「電磁的記録」となりうることになってしまいます。

デジタル空間の事柄を明確に規定することは、処罰対象を明確にする上で重要です。それは決してカタカナを漢字にすることではなく、対象を細分化して、欲張らず丁寧に定めを置くことに尽きます。それは汎用性には欠けませんが、処罰範囲を明確にし、限定することに資することになります。(次号に続く)



無謀なマイナカード拡散の国策で犠牲者の山、インパールを繰り返す無能・無責任な政権～「マイナインパール」作戦は即停止しないと！！

PIJ 運営委員会

河野デジタル相は6月12日の参議院決算委員会で「マイナンバー、あるいはマイナンバーカードの仕組みやシステムに起因するもの〔トラブル〕はひとつもない。今月〔6月〕から、保険情報の登録にマイナンバーの記載も義務づけられたことから、これから新しい誤登録というのは起きない」と強弁していた。

にもかかわらず、マイナカードトラブルは、止まらない、止められない。軍参謀の無能と無責任で膨大な犠牲者を出したインパール作戦の二の舞の様相を呈している。無謀なインパール作戦はさっさと止めていれば、あれほど膨大な犠牲者は出なかったはずだ。

今の政権は、過去の歴史に「学び、」ができない。何が何でも2024年秋に実施される「現行の健康保険証廃止、マイナンバーカードに一体化」に突き進もうとする。

「マイナカードトラブル」だから、トラブルを解決できればいいんだ、という考えはもはや通用しない。こうした安易な考えを市民に広げる政権や政権を付度する一部マスコミの姿勢なども厳しく問われる。いまや、単なるマイナトラブルではなく、即停止しないとイケない無謀・無責任な「マイナインパール」なのだ。

共同通信の最近の全国電話世論調査によると、7割超が健康保険証廃止／マイナ保険証への一本化は止めるべきだとして回答したという。

そもそも、マイナンバーとか柔な言葉を使っているが、常時人権をむしばむ「国民総背番号制」である。その本質が意図的に矮小化されている。宇都宮大学は、学生の図書カードにマイナカードを転用する方針とかで、SNSには厳しい批判がアップされている。「学生・教職員の思想・信条の自由などどうでもいい。マイナカードの豆撒きで国からの交付金増の方が大事だ。権威主

義国家の国立大学法人は、国策に奉仕して生き残るのが先だ！！」こんな大学側の「本音、」が見え隠れする。

国民の健康・医療情報だけでなく、思想・信条まで支配しようとするマイナパンデミックは、自由主義国家の価値観を根底から壊してしまう。国民背番号で学生・教職員が借りた本のデータ監視をすることの重大さを認識できない大学人の劣化に懸念が募る。

マイナトラブルは悪化する一方だ。ネット空間には、「情報漏洩の怖さを政権はもっと真剣に考えろ！」、「紙の保険証の方が、安心・安全ではないか！」、「高齢者や障害者などにも優しい紙の保険証を廃止するのは、憲法25条違反だ。政権や役人は、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」を唱和しろ！」等々。怒りの声であふれ、国民の不信感は増すばかりだ。

こうした怒りの声を即、生の政治に反映させ、「マイナインパール・ストップ！」の対案を政治の場に提起できる「マイナ要らない党、」も存在しない。ムシロ旗運動に終始する市民組織は、折角の好機をつかめない。

今般のマイナトラブルの真犯人である総務省・厚労省・デジタル庁が参加した省庁横断のマイナ総点検本部を設置する？そんな本部は要らない。現代の無謀なマイナインパール作戦を即止めればいいだけだ。本部メンバーに、今般の愚策を主導した参謀が参加しているのも解せない。この御仁、そもそも座る席を間違っているのではないか？

止まらない、止められないマイナカードトラブル。兆単位の血税の乱費、令和のインパールの「愚策」を闇雲に進める参謀は、指揮官失格である。もう「現場が悪い」の強弁は通用しないのではないか？

PIJ 定時総会のご報告

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ) 事務局

PIJ 定時総会が、さる 2023 年 5 月 27 日(土)、2019 年 5 月以来 4 年ぶりに東京、池袋の東京芸術劇場会議室において、第 1 部 定時総会、第 2 部 報告、第 3 部 講演のかたちで、以下のとおり開催されました。定時総会では、すべての案件が承認されました。

<p>第 28 回定時総会 (案) 2023 年 5 月 27 日 (土) 於 東京芸術劇場会議室</p> <p>第 1 部 定時総会</p> <p>1. 開会宣言 司会者 1. 代表あいさつ 1. 議長選任 1. 議 事</p> <p>第 1 号議案 2022 年度活動報告承認の件 第 2 号議案 2022 年度収支報告書並びに財産目録承認の件 第 3 号議案 2023 年度活動計画承認の件</p>	<p>第 4 号議案 2023 年度収支予算案承認の件</p> <p>第 2 部 報告</p> <p>【役員に関する報告】 2023 年 5 月 27 日評議委員会で選任された役員は次のとおり。任期は、2 事業年間</p> <p>【代表】 石村耕治 (白鷗大学名誉教授)</p> <p>【副代表】 辻村祥造 (税理士)</p> <p>【常任運営委員】 我妻憲利 (事務局長/税理士)</p>	<p>勝又和彦 (税理士) 菊池 純 (税理士) 白石 孝 (市民団体役員) 高橋正美 (税理士) 平野信吾 (税理士) 益子良一 (税理士) 中村克己 (編集局長/税理士)</p> <p>【相談役】 河村たかし (名古屋市長/元衆議院議員)</p> <p>第 3 部 講演</p> <p>デジタル ID (デジタル本人確認) とは何か</p> <p>講師 石村耕治 (PIJ 代表・白鷗大学名誉教授)</p>
--	--	---

<p>【2023 年度活動計画】</p> <p>次に掲げる諸活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナパンデミックへの対応：共通番号利用制限・廃止に向けての取組み 2. デジタル ID (デジタル本人確認) と人権保護への取組み 3. マイナ健康保険証 (M システム) の危ない使われ方の検証 4. 監視カメラ、顔認証 (顔パス)、犯罪者への GPS 装着と人権保護への取組み 5. 税務のデジタル化と市民・納税者の権利保護への取組み 6. チャット GPT (対話型生成 AI) と税理士法上の税務相談業務のあり方の検証 	<p>【会報発行に関する報告】</p> <p>会報「CNN ニュース」(季刊)を次のとおり 4 回発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 109 号 2022 年 4 月 15 日 発行 ・第 110 号 2022 年 7 月 1 日 発行 ・第 111 号 2022 年 9 月 28 日 発行 ・第 112 号 2023 年 1 月 3 日 発行
--	--

<p>編 集 及 び 発 行 人</p>	<p>プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)</p> <p>東京都豊島区西池袋 3-25-15 IBビル10F 〒171-0021 Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net</p> <p>編集・発行人 中村克己</p> <p><i>Published by</i></p> <p>Privacy International Japan (PIJ) IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan President Koji ISHIMURA Tel/Fax +81-3-3985-4590</p> <p>http://www.pij-web.net 2023.7.23 発行 CNN ニュース No.114</p>	<p>入会のご案内</p> <p>季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員 (年間費 1 万円) の方にだけお送りしています。入会は PIJ の口座にお振込み下さい。</p> <p>郵便振込口座番号 00140 - 4 - 169829 ピー・アイ・ジェー (PIJ)</p>
	<p>NetWork のつばやき</p>	<p>・止まらない、止められないマイナカードトラブル、兆単位の血税の乱費、令和のインパールの「愚策」を闇雲の進める御仁は、指揮官失格である。もう「現場が悪い」の強弁は通用しないのではないか？ (N)</p>